

平成20年第4回基山町議会（定例会）会議録（第2日）						
招集年月日	平成20年12月5日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成20年12月8日	9時30分	議長	酒井恵明	
	延会	平成20年12月8日	16時49分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席1名 (欠員1名)	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	大山勝代	出	9番	大山軍太	出
	2番	重松一徳	出	10番	松石信男	出
	3番	後藤信八	出	11番	原三夫	出
	4番	鳥飼勝美	出	12番	平田通男	出
	5番	片山一儀	出	13番	池田実	出
	6番	品川義則	出	14番	酒井恵明	出
	8番	林博文	欠			
会議録署名議員	4番	鳥飼勝美		5番	片山一儀	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 宮原 昭		(係長) 古賀初美		(書記) 毛利博司	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一		健康福祉課長	岩坂唯宜	
	教育長	松隈亞旗人		こども課長	内山敏行	
	会計管理者	高木英文		農林環境課長	吉浦茂樹	
	総務課長	大石実		まちづくり推進課長	平野勉	
	企画政策課長	小野龍雄		教育学習課長	古賀芳博	
	税務住民課長	安永靖文				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

一般質問

1. 松石信男

- (1) だれもが安心できる国民健康保険制度への改革について
- (2) 障害者福祉の充実について
- (3) 基山町の温暖化対策の現状と課題について

2. 平田通男

- (1) 福祉行政
- (2) 産廃対策について
- (3) 基肄城跡の保存対策について
- (4) 一般行政について

3. 原三夫

- (1) 町の活性化対策について

4. 品川義則

- (1) 小学校の英語教育について
- (2) 行政改革の進捗状況について
- (3) 町の人口増加対策について

5. 大山勝代

- (1) 町有地の有効利用について
- (2) 循環バスの運行改善について
- (3) 少子化対策と学校教育について

～ 午前 9 時 30 分 開議 ～

議長（酒井恵明君）

出席議員数12名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第 1 一般質問

議長（酒井恵明君）

日程第 1 . 一般質問を議題とします。

一般質問の順位は受け付け順位といたします。

まず初めに、松石信男議員の一般質問を行います。松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

おはようございます。日本共産党基山町議員団の松石信男でございます。私は、町民こそが町政の主人公との立場に立ちまして3項目について町長にお伺いしたいと思います。

質問の第1は、だれもが安心できる国民健康保険制度への改革について。特に、国保税が払えない町民の方への資格証明書の発行のあり方について改善を求め、町長の御見解を求めたいと思います。

この件につきましては、昨年の6月議会でも質問をしておりますが、よろしくお願いを申し上げます。

国民皆保険制度としての国民健康保険は、私たちの命や健康に直結するまさに命綱の制度であると思います。皆さん、御存じのように国保は最初農業や自営業、そして年金受給者などが中心の健康保険だったのでございますが、近ごろでは無職者、失業者、非正規雇用の労働者、低所得者などが中心にかわってきております。町民の方からは、国保税が高過ぎる、引き下げてほしいとの声が出ておりますが、国保税を払えなかった世帯に対する制裁措置としての保険証の取り上げ、資格証明書の発行で病院にかかれず手おくれになって死亡した事件が報道されております。

少し報道記事を紹介いたしますと、札幌市内で清掃作業をしていた女性が亡くなりました。もうちょっと早く治療ができていたならと思うと残念でなりませんとお医者さんは言われました。この人は、肺がんが転移し、抗がん治療を勧められましたが、治療費が払えないと断ったのです。障害を持つ子供と2人暮らしの女性、食べるのが精いっぱい国保税を滞納、このときは短期保険証でした。申請していた生活保護が決まったのは葬式の翌々日でした。

全日本民医連の調査によりまして、保険証の取り上げなどで治療がおくれ死んだ人が昨年は31人に上ると発表をされました。今仕事も収入も不安定な人がふえてきています。病気になりますとさらに収入が減り、国保税を払いたくても払えないのが実態ではないでしょうか。そういう国保税を払えない人が病院の窓口で治療費全額の10割も払えるはずがありません。つまるところ、苦しくても我慢することになってまいります。町長、金を払えないなら治療を受けるなという、この資格証明書発行のあり方は、根本から見直す必要があるのではありませんか。私は、このような状況を改善して、本当にだれもが安心して治療が受けられるように問題提起と改善策を提案するものであります。そこで町長に4点にわたってお伺いをいたします。

まず、1点目ですが、この資格証明書の発行世帯についてです。基山町では何件なのか。また、その中の児童・生徒の人数について説明を求めたいと思います。

2点目です。10月末に新聞に保険証のない子供が3万3,000人と大きく報道されましたので、町長も御存じであると思います。保険証がないから病院に行かれない。先生、湿布を下さいとある小学校の保健室、突き指した6年生の男子児童、はれてきたら病院に連れていってもらいなさいと先生が言うと、男子児童は保険証がありません、お父さんは失業中ですと答えました。今親が国保税を払えないために保険証が取り上げられ無保険状態になっている中学生以下の子供が全国で3万2,903人に上ることが厚生労働省の調査でわかりました。町長、私はこのようにお金のあるなしで子供が治療を受けられないことは絶対にあってはならないと思いますが、御見解をお聞かせください。

3点目に後期高齢者医療制度の実施に伴う高齢者への資格証明書の発行についてお聞きをいたします。

皆さん御存じのように、ことし4月から後期高齢者医療制度が始まりました。これに対しては、高齢者の方から命を差別、うば捨て山の制度だと批判があり、廃止を求める声が大きくなっています。この後期高齢者医療制度が始まる前は、国保税を滞納しても75歳以上の高齢者だけには保険証が交付されておりましたが、この制度で高齢者にも保険料を滞納した場合には資格証明書が発行されることになりました。このままでは、来年4月から保険証を取り上げられるお年寄りが出てくるおそれがあります。町長、私は病院なしで命にかかわる高齢者から保険証を取り上げることは、町民の安心と健康を脅かすものと考えますが、御見解をお聞かせ願いたいと思います。

4点目に、厚生労働省が初めて公表いたしました資格証明書の発行に関する調査によりますと、資格証明書を発行していない自治体は全体の3割になっています。内訳は、市が104、町が311、村が135、広域連合が1の合計の551市町村となっています。私は、基山町でも町民の命と健康を守るためには資格証明書の発行を抑える努力をすべきだと思いますが、町長の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

質問の第2は、障害者福祉の充実について伺いをいたします。

今暮らしと福祉、貧困と格差がますます拡大し、政治に対する不安と怒りが広がっています。社会保障の充実が国民の声となっている中で、政府は財政難だからといって毎年2,200億円も社会保障予算を減らし続け、うば捨て山と言われる後期高齢者医療制度の新設など、社会保障のすべての分野で国民に負担増が押しつけられております。

そのような中で、平成17年10月には多くの障害者や国民の不安と反対を押し切って障害者自立支援法が成立いたしました。これによって、障害者はサービスを受けたときの利用料などの自己負担が1割負担となりました。このことにより、サービスをたくさん使わないと生きていけない重い障害者の人ほど負担が重くなってきています。

基山町では、すべての人の人権が尊重され、だれもが安心して暮らせるまちづくりを目指す障害者福祉施策の基本的方向性と具体的な取り組みについて明らかにしていくものとして、障害者自立支援法に基づく基山町障害福祉計画と障害者基本法に基づく基山町障害者基本計画がつくられております。それにより、さまざまな施策が行われておりますが、その中で基山町福祉タクシー料金助成事業についてお尋ねをいたします。

まず1つ目に、障害者に対する福祉タクシー料金助成事業として、タクシーの基本料金の分が利用券として交付されておりますが、現状はどうなっているのか。交付基準や身体障害者、知的障害者、精神障害者に分けて交付人数の説明を求めたいと思います。

2つ目に、精神障害者保健福祉手帳を持たれている人は何人が御説明をお願いします。

3つ目に、私は精神障害者保健福祉手帳保持者も同じ障害者として福祉タクシー料金の助成対象者として加える必要があると思いますが、町長の御見解をお聞きをいたします。

質問の第3は、地球温暖化防止に向けての基山町の現状と推進の課題についてお尋ねをいたします。

地球の温暖化は疑う余地がない、人類が排出してきた温暖化ガスの濃度の上昇が気候変動の原因であることはほぼ確実であると国連は深刻な結論を下しました。皆さん御存じのよう

に、地球規模の気候変動は既に始まっております。大型化したハリケーンやサイクロンによる被害の増大、記録的な干ばつによる小麦生産の減少、北極では氷河が解け始めています。日本でも真夏日の増加、記録的な集中豪雨の増加、高潮の被害などが生活の安全を脅かし、九州の稲が高温障害で実入りが悪くなったり、海のサンゴの死滅など、農業などへの影響があらわれております。

そうした中で、地球温暖化防止の国際協定であります京都議定書が発効され、2012年までの二酸化炭素排出量を1990年水準から6%削減することが義務づけられました。ところが、環境省が発表しました07年度の温室効果ガスの総排出量は京都議定書の基準年であります90年よりも8.7%逆に上回っています。このような状況の中で、この地球環境の未来と人類の生存をかけた私たちの取り組みは、まさに緊急な課題となっているのではないのでしょうか。

こうした中、基山町では、ことし基山町地域新エネルギービジョンを策定し、みんなで力を合わせ環境に優しい新エネルギー、自然エネルギー活用による資源循環型社会を目指す基本方針と推進計画をつくりました。私は、これは大いに歓迎するものと思っております。これをもとに基山町の課題と対策について質問を行うとともに、省エネのための具体的な提案を行いたいと思います。

まず1つ目に、国の地球温暖化対策の推進に関する法律では、国や地方自治体の責務、事業者、国民の責務などが定められておりますが、この法律の20条の2に定める温室効果ガスの排出の抑制のための総合的な施策や地方公共団体実行計画の策定はどのようになっているのかお答えをいただきたいと思っております。

2つ目に、基山小学校の今回の改築では、太陽光発電が導入をされますが、このような自然エネルギー活用の現状と具体的な推進計画は何か御説明をお願いいたします。

3つ目に、省エネ対策など町民との協働で取り組む温暖化防止策とは具体的には何か御答弁をお願いを申し上げます、第1回目の質問を終わります。

議長（酒井恵明君）

暖房が入ると。（「いや、暖房入れております」と呼ぶ者あり）あのね、今局長に言うたけども、朝お見えになったら一番に入れてよ。そして、ぬくもったら遮断してよかっちゃけん。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

まず、松石議員の第1回目の質問にお答え申し上げます。

1点目、だれもが安心できる国民健康保険制度への改革についてということでございまして、(1)資格証明書の発行世帯数と、その中の児童・生徒の人数についてというお尋ねでございます。

これにつきましては5世帯で、その中に児童・生徒は含まれておりません。

それから、2番目の児童・生徒への資格証明書の発行について見解を問うということでございますが、資格証明書の交付までは可能な限り短期被用者保険者証を活用することにより、滞納者との接触機会の確保に努めております。特に、児童・生徒が含まれる世帯の場合は短期被用者保険者証を活用し、さらなる接触機会を図り、家庭訪問等も行いまして世帯の実情把握に努めるようにしたいと考えております。

3番目の後期高齢者への資格証明書の発行ということでございますが、広域連合は相当な収入があるにもかかわらず、保険料を納めない悪質な滞納者に限って適用するとの考え方に立っていますが、交付対象除外者の基準等を協議中で、現時点では明確になっておりません。後期高齢者医療制度は広域連合で行っておりますので、その方針に従って対応したいと思っております。

4番目の資格証明書の発行を抑えることが大切だと思うということでございます。資格証明書につきましては、事業の休廃業や病気など保険料を納付することができない特別な事情がないにもかかわらず、長期にわたって保険料の滞納者について納付相談の機会確保をするために交付するものであり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で対応しなければならないと考えます。

2番目の障害者福祉の充実について、(1)福祉タクシーの利用状況はどうなっておるか、身体、知的、精神障害者ごとの利用券の交付件数は幾らかということでございます。

交付基準につきましては、在宅の障害者で身体障害者手帳1、2級の方と療育手帳の交付を受けている方になります。ただし、自動車税、自動車取得税または軽自動車税の減免を受けてある方は除かれます。

利用券の交付件数は月3枚とし、申請日の属する月から当該年度末までの月数を乗じた枚数を一括交付いたします。利用券1枚の助成額は1回の乗車につき小型タクシーの基本料金の額としますが、車いすを常時使用している対象者はリフトつきタクシーの基本料金の額になります。交付人数につきましては、身体障害者が86件、知的障害者17件、合計103件です。

精神障害者については対象者ではありません。

(2)の精神障害者保健福祉手帳 1、2、3級の保持者数は何人かということでございます。1級が4人、2級が24人、3級が8人、合計の36人でございます。

3番目の精神障害者保健福祉手帳保持者も助成対象にする必要があると思うということでございますが、助成対象の検討が必要であると考えております。

3番目の基山町の温暖化対策の現状と課題についてということで、(1)地球温暖化対策の推進に関する法律による基山町の総合的な施策や実行計画の策定についてということでございますが、地球温暖化対策の推進に関する法律の20条第2項に定めてある温室効果ガスの排出の抑制のための総合的な施策、すなわち基山町全体の地域推進計画につきましては、町民や事業所を含めた町全体のこととなりますので、今後研究していきたいと思っております。

また、地方公共団体実行計画の策定、法律第21条につきましては、既に実施しておりますものもありますが、省エネルギーの推進など環境保全対策や事業を実施する行政主体の役割のほか一般家庭と同じように消費者、事業者としての側面を持っていることから、町みずからの事務事業によりまして発生する温室効果ガスの削減と環境への負荷削減に向けた取り組みを積極的に推進するために、基山町地球温暖化対策行動計画を昨年度末に決定して取り組んでおるところでございます。

次の自然エネルギー活用の現状と推進計画についてでございます。新エネルギービジョン策定時のアンケート調査による本町の家庭における現状では、太陽光発電が3.1%、太陽光温水器が20.3%、太陽光発電利用機器が25.9%、風力発電0.3%、クリーンエネルギー自動車1.6%、バイオマスエネルギー利用0.3%、温度差エネルギー1.0%、高効率型給湯器9.1%となっております。

また、事業所における現状では、太陽光発電が4.4%、太陽光温水器が4.5%、風力発電2.3%、クリーンエネルギー自動車9.1%、廃棄物発電熱利用2.3%となっております。

推進計画につきましては、本町として導入可能な自然エネルギーとしてはハイブリッド型街路灯、太陽光並びに風力式街路灯、それから太陽光発電、竹バイオマス、菜の花によるバイオディーゼル燃料、クリーンエネルギー自動車がございます。まずはこれらの広報、普及啓発活動の推進が必要と考えております。

3番目の町民との協働で取り組む温暖化防止策についてでございますが、新エネルギーと省エネルギーは車の両輪であり、どちらも取り組んでいく課題です。特に省エネは全町民そ

それぞれの意識と取り組みによりましてよりよい効果を上げることができると思いますので、さらなる普及啓発活動に取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

子供への資格証明書の発行についてでございます。

私はこの保険料を滞納したのは親でありますので、子供には本当に責任はないというふう
に思っております。そこで、今答弁がございましたが、確認させていただきたいんですが、
滞納世帯に児童・生徒がいる場合については、短期保険証を交付すると、資格証明書は発行
しないということでしょうか。答弁お願いします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

おはようございます。

今の資格証明書の御質問でございますが、基本的には資格証明書を積極的には交付をいた
しておりません。当然、資格証明書検討委員会というものがございまして、その中で対応さ
せていただいておりますが、納めない、納めることができる状況でありながら納められない
方を中心に資格証明書検討委員会等を開いております。

そういう中で、子供さんがもし含まれておったと、今現在ありませんが、今後可能性が、
中でおられたということになりました場合につきましては、世帯の状況等とかを特によく把
握をいたしまして、できるだけ資格証明書を発行しないような形で進めてまいらなければな
らないというふうを考えております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

今の答弁では、できるだけ短期保険証の交付をするというふうなことでございました。し
かし、資格証明書の発行はしないということではないというふうに受けとめているわけです
が、それではちょっとお尋ねをいたしますが、10月30日付で厚生労働省通知が参っており

思います。ですね。これは新聞にも発表になっています。それによりますと、親が窓口で申し出をすれば、保険料を払えない特別な事情に準ずる状況にあるとして短期保険証の発行を各市町村に私は求めているというふうに思います。国の方針というのは、子供への資格証明書の発行はやめる方向に転換したのではないかと、こういうふうに私は考えますけれども、これについてどのような見解をお持ちなのかお聞かせください。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

当然、資格証明書と申しますのは、先ほど町長のほうからも答えられましたとおり、滞納した方にペナルティーを与えるということではございません。接触の機会をやはり図って納税相談に応じるというのが趣旨でございますので、当然子供さん等がその中に含まれてた場合につきましては、やはり資格証明書を発行することではなくて短期証の有効活用と申しますか、それをできるだけ行いまして、なるべくそういうふうなペナルティーにならないような対応をさせていただかなければならないというふうに考えております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

それで、県内でも、これも報道されましたのでどこの自治体も短期保険証の発行という方向に向かっているようであります。報道によりますと、唐津市では3カ月の短期保険証ということで対処したいというふうな報道がされておりましたが、基山町ではこの有効期間、どのようにお考えですか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

ちょっと申しわけございません。資料を持ち合わせておりませんが、一応6カ月ということとさせていただいていると思っております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

短期保険証の有効期間は6カ月ということで対処するというふうに受けとめました。

次に、後期高齢者への資格証明書の発行についてお伺いをいたしたいと思います。

先ほど答弁にありましたように、この資格証明書の発行基準としては悪質な滞納者というふうな説明がありました。相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な滞納者というふうな答弁がされております。内容的には今までの説明の中から納税相談に応じない人、それから納付誓約書を守らない人、それから資力があるのに払わない人というところが今までの答弁の中からも説明されておりますが。それではちょっとお聞きいたしますけれども、例えば認知症や寝たきりなどで納税相談に来られない方、そういう困難がある人などについてはどのように対処されておられるのか、もしくはされようとするのか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

後期高齢につきましては、基本的には1年以上の滞納者ということでございますので、まだ今年度は出てきておりません。今現在、広域連合のほうでも基本的には資格証明書につきましては発行しなければならないという立場には立っております。先ほど申されました相当な収入、この相当な収入がどういう位置づけになるかということもありますが、1つは大きな収入、たくさん収入がある方、それとその状況に応じた、その方の状況に応じた相当の収入がある場合について納めない方については対応したいというのが基本にあるようでございますが、もろもろの条件といえますか、それではどういう方について発行しないかというのが今協議中でございます。ですから、その協議を重ねた結果、そういう基準ができればそれに従って市町村も対応したいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

その辺のことについては広域で協議してというふうなことのようであります。

それで、後期高齢者のうちで年金収入が月に15千円未満と、年間180千円未満という方については、御存じのとおり天引きはされておられません。普通徴収という状況になっているわけですが、今現在後期高齢者の中でこの滞納状況、これはどうなのか、何世帯、これは何世

帯というよりも何人という形になると思いますが、おられるのか説明ください。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

11月末現在におきまして、基山町におきましては25名でございます。おおむね700千円の滞納額ということになっております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

それと一緒にありますが、介護保険料も75歳以上、これはもちろん介護保険料も年金から引かれているわけでありまして。後期高齢者保険料と同じように15千円未満の人は普通徴収という形になっておりますが、この75歳以上の高齢者で介護保険料の滞納者、現在発生していると思います。何人なのかお答えください。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

介護保険料滞納者の75歳以上ということでございますが、これにつきましては10月末現在でございます。現年度の滞納者が8名、それから滞納繰り越し、要するに翌年、前年度までの滞納者の方は11名。この11名のうち1年以上滞納されてある方は4名ということでございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

今の状況を見ましても、11月末現在で普通徴収、いわゆる後期の保険料を滞納されている方が25人と、今現在。もちろん、これからまだ納められるということもあるかもしれません。それから、既に介護保険料についても同じ基準でありますので、8人とか11人とか、そういうことが今報告をされました。そうしますと、こういう人たちは本当にもう来年度からは資格証明書が発行されると、基山町で具体的に、こういうふうになると思います。広域で協議してということですが、どうも基本的には発行する方向だということであるようござい

ますので、具体的にそういう心配が出てきます。発行されるということになるんじゃないかと。だから、私も何回も言いますように、本当に病気がちのお年寄りから本当に保険証を奪うというふうになれば、私は死に直結するんじゃないかというふうに思うわけです。ですから、何回も繰り返し言っておりますが、今までは保険証は発行していたわけですから、もちろん後期高齢者医療制度になって制度がかわって発行するというような形になったわけですが、私はこの後期高齢者に対する資格証明書の発行、これは中止すべきだということを申し上げておきたいと思います。

そこで、保険料について、後期高齢者の保険料についてお伺いをいたしたいと思います。

保険料については、2年ごと改定をされます。その保険料ですが、2年ごと改定をされますが、介護保険料を見ますと、これ3年ごと改定になってます。3年ごと改定されるたびに上がってます。もちろん、これサービス料がふえたということがその根底にあるわけですが、この後期高齢者の保険料、これは上がるのが予想されますけれども、これについてはどうですか。上がることになるのではないかというふうに思いますが、どうですか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

これにつきましては、国民健康保険税と同様医療費の伸びによるものということになると思います。一応国のほうの厚労省の見解につきましては、当然伸びてくる要因が高いというふうに言われておりますので、佐賀県でもそういうふうな状況になるのではないかと、今そういうふうな予想をいたしているところでございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

この件につきましても、国会でも議論をされてます。舛添厚労相は団塊の世代が後期高齢者医療制度に加入してくるのが2025年ぐらいからということで、そうすると負担は3割増になるんじゃないかと、保険料が、そういうふうなことで厚労省が試算を出すという過程でそういうふうになってきているんじゃないかということで認めてます。ですから、これ2年ごとに保険料は上がっていくという格好になります。

これで心配されるのは、ますます上がれば高齢者は払うことができなくなるんじゃないか

ということなんです。年金が上がればいいですよ。しかし、年金は上がらない、むしろ下がっていく可能性もあると。そうした中で、保険料だけがどんどんふえていく。そうしたら、滞納者がどんどんふえてくるんじゃないかと。そうしますと、資格証明書の発行になると。それが死亡者まで出てくる可能性も出てくるということになると思います。非常にそこが心配になるわけです。本当に私ほうば捨て山、うば捨て山だと、この制度はということをおっしゃっていますが、本当にうば捨て山が1年後には、来年4月からは現実になるということが、そういうふうになるんじゃないかと。ですから、そういう意味では、これ基山町だけの問題じゃございませんけれども、やはりこの後期高齢者医療制度というのは一刻もやはり廃止する必要があるというふうに私は思っています。

そこで、ここで1つ御紹介、うば捨て山の話をお紹介をしたいと思います。これはだれでも御存じですから、今さら言うことも要らんとは思いますけれども。

息子がおやじを背負って山に登っていくわけです。そして、親を置いて帰ろうとすると、親が息子よと、お前は忘れていたものがあるというふうに言ったそうです。そうすると、息子は、いや何も忘れてませんよというふうに言ったと。背負子を忘れていたと。後ろに背負っていくやつです。それも親と一緒にそこに置いていたと。背負子を忘れていたんじゃないかと。要らんとおっしゃいますと、親は次はお前がそれに担がれてくるために必要だと、持って帰れと、こういうふうに言われたということで、御存じだと思いますが、一言紹介をしておきたいと思います。

それで、資格証明書の発行について、全体に対する資格証明書の発行についてお伺いをいたします。

先ほどの資格証明書の発行の目的というのは、あくまで納税相談の機会を確保するためなんだということです。そこでお聞きをいたしますが、相談に来られた方については資格証明書は発行はしていないというふうに確認させていいでしょうか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

現在の5名の方の資格証明書発行者につきましては、一回も相談はあっておりません。ただ、仮に相談見られてある程度滞納につきましては理解をしていただくとか、解消につながるようなことがあれば、当然発行をやめたりする場合もあると思いますが、何ら解消されな

ければある程度引き続き発行しなければならないという立場に立っておりまして、ただ実際的にそれじゃ今の資格証明書を発行して何か滞納整理につながったかと申しますと、現在5名の方については状況的には変わっていないところでございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

厚生省が発表いたしました、先ほど1回目の質問で言いました資格証明書の発行に関する調査で、全国の自治体の3割が資格証明書を発行していないというふうに私は言いました。そこでお聞きしますけど、県内で資格証明書を発行していない市や町はどこがありますか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

資格証明書を発行していない市町につきましては、佐賀県内で2市と8町になっております。2市につきましては、武雄市と神埼市、あと8町につきましては逆に基山町と玄海町を除く残りの町につきましては発行していないということでございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

つまり、県内で10市10町あるわけですが、そのうち半分の自治体は資格証明書を発行していないわけですね。基山町は発行してるという格好になっていると思います。そしたら、この資格証明書を発行していない市や町は滞納者がいないのかというと、私もこれちょっと資料を持っていますが見てみますと、たくさん滞納者の方いられるわけです。それにもかかわらず資格証明書を発行していないということなんです。内容的に見てみますと、短期保険証の発行で対処しているようであります。基山町でもこういうやり方をとれないのかどうか。短期保険証の発行で対処するということがとれないのかどうか、お考えをお聞かせください。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

現在、うちのほうも多分70世帯弱ぐらいの短期保険者証の発行を行っております。それ以

上の滞納、納税意識のない方につきまして5件発行してるということでございますが、これにつきましては逆に発行してない市町がどういふふうな、短期証の交付で対応されてると思っておりますが、どういふ効果が上げてあるかはちょっと調査しておりませんが、一応法的には当然滞納された場合については返還を求め、そして資格証明書発行ということになっておりますので、実際やはりどうしても悪質な方につきましては今後とも資格証明書の発行をせざるを得ないのではないかというふうな立場に立っておるところでございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

先ほどの答弁では、この資格証明書の発行については納税の機会をふやすということ、納税相談の機会をふやすということです。しかし、答弁の中でも言われたように、そのことによって納税がふえたわけではないということをお認めになったわけです。ですから、この資格証明書の発行で税収をふやすというやり方、これは逆に死亡者まで出していると、死者まで出していると、こういう事実があるわけです。ですから、こういうやり方というのは、まさに行き詰まってきているという証明ではないかというふうに思います。

結論的に言って、私は人の命を救うためにつくられた国民健康保険制度なんです。それが今人の命までも奪ってると、これは全く矛盾ではないかと思うんです。私はこれは一刻も早くやはり解消されなくてはならない、こういうことを申し上げたいと思います。

次に、障害者福祉の充実についてお伺いをいたします。

今精神障害者の手帳を持ってある方が全部で36人ということで説明していただきました。それで、助成対象の検討が必要であるというふうなことを答弁いただきましたけれども、県内10市10町あるわけですが、この実施状況についてお伺いをいたします。

私の調べた限りでは、この精神障害者に対して福祉タクシーの助成事業をやっていないのは、上峰町と基山町だけだというふうに思っておりますが、どうでしょうか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

今御指摘のとおりでございます。ただし上峰町につきましては、全部、身体も知的も行ってないということでございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

私はやっぱり障害者支援に対して自治体間の格差があっただろうかというふうに思っております。そこで、町長にお尋ねをいたします。

町長はこの間いろんなところであいさつもされ、また公約の中でもさまざまなことを述べられております。それで、紹介しますと、第2回目のこれです。いよいよ協働と、小森純一ということで述べられておりますが、この中に私が思う基山町の将来像と、こんな基山がいないということで5点ほど上げられてます。その中に、弱い立場の人をみんなで支える福祉の町というふうなことを書かれております。また、私も参加しました町民との対話集会の発言では、このように言われてます。みんなが幸せになる。障害者、弱い方には手厚くやりたい、みんなが支える気持ちになるということが必要だと、まだまだ不十分だと思っていると、こういう趣旨の発言をされております。このお考えは、今もそういうお考えをお持ちなのかどうか御見解をお聞きします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

私もいわゆる福祉ということは行政の大事な部分だというふうには思っております。その認識には変わりございません。いわゆる福祉ということは何かというと、困ってある方、立場の弱い方、この方たちに手厚くということでございますので、それはやっぱり行政としてしっかりやっていかなきゃいかんというふうには思っております。それにはぶれはございません。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

私もこの精神障害者だけを助成対象から外すというこの町政のあり方はあってはならないというふうに考えております。それで、検討が必要であるということですから、助成対象に向けて前向きに検討されるのではないかというふうに思ってます。

それで、県内各市町の実施状況を見てみますと、精神障害者の手帳の方は1、2、3級ま

でいらっしゃるわけですが、助成対象が1級だけの自治体、1級と2級だけの自治体、1、2、3級全部している市や町があるわけですが、この基山町ではこの助成対象者の範囲と実施時期についてまだ検討されていないかもしれませんが、どのようにお考えなのか、これはどなたでも結構です。答弁をお願いしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

精神障害者につきましては、御指摘のとおり1、2、3級までございまして、1、2、3級全部対象としているのは小城市のみだというふうに一応うちのほうでは確認いたしております。ほかにつきましては、2級まであるいは1級だけということでございまして、基山町といたしましては、当然今のところ精神の方には全然交付をいたしておりません。ですから、当然自立三法一緒になっておりますので、精神者の方も含めて検討しなければならないというふうに今考えておりますが、当然身体障害者の方につきましても、1、2級ということで重度関係で支給をいたしております。それを考えますと、1、2級までを検討しなければならないかなというふうな形で今思っておりますし、できましたら来年度からの形で進めていかなければならないというふうには思っております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

ぜひともそういう方向で取り組みをお願いしたいというふうに思います。

それでは、最後に温暖化対策の現状と課題についてお伺いをいたしたいと思います。

先ほどの説明の中で……

議長（酒井恵明君）

続けてください。

10番（松石信男君）続

基山町の地球温暖化対策行動計画をつくってるということでございました。これは、町みずからの事務事業により発生する温暖化効果ガスの削減を目標にしたもんだということがたしか説明があったと思います。その内容について具体的に、例えば何%を目指しているのかもあれば、そういうのも含めまして、どういうことを実際やっておられるのか、その計

画の内容について簡単に説明してください。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

それでは、具体的に目標をどうしているかということでございますが、基準年度ということで18年度の基準年度としまして、エネルギー使用に伴う二酸化炭素、CO₂でございますけれども、排出量6%ということで努力をしたいということで定めております。

以上でございます。（「具体的な、具体的に」と呼ぶ者あり）具体的でございますが、基山町の18年度の総排出量、基山町の公共施設関係でございますけれども、164万9,478kg、CO₂でございますけれども、これを6%ということで削減量としましては9万8,969kgでございます。そういうことで24年度までには何とか努力をしたいということで、数字的には努力目標ということで上げております。

それから、あと特に4月から取り組んでおりますのがマイカー通勤者でございますけれども、マイカー通勤者については毎月5のつく日、5日、15日、それから25日をノーカーデーということで、それからそのほかの近距離通勤職員については、できるだけ徒歩、自転車利用ということで掲げております。ところが、なかなか、私も含めまだまだ自覚というか意識向上が必要だというように思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

それで、具体的な推進計画についてお伺いをいたします。

このような分厚い基山町地域新エネルギーのビジョンと、計画ということで報告書読ませてくださいました。ちょっと読むのも大変だったんですが、こういう機会じゃないとなかなか読みませんので、いい機会だったというふうに思います。

答弁の中では、これを見てもみますと、やはり具体的なものとしては推進計画見てもみますと、やはり広報、普及啓発活動だと、これがどうも先行していると。それはそれで私はもちろん大事だというふうに思っております。しかし、本当に町全体でやはり具体的、二酸化炭素、CO₂の排出量を減らす計画、具体的な、これをやはり先行することが必要ではないかとい

うふうに思っております。

それで、私はいろんなプロジェクトがあるわけ、御説明がありましたように、導入のプロジェクトがあるわけですが、今基山で進んでいるのが具体的に言えば基山小学校への太陽光発電と、これがもうなるわけですけれども、まずやはり公共施設への太陽光発電プロジェクト、これをやはり先行的に進めてはどうかかなと。この町民のアンケート結果を見ても、ここに述べられておりますように、やっぱり公共施設に対してやっぱりまずやるべきだっつうか、やってほしいというようなアンケート結果も出ているようでもあります。しかし、なかなか、はっきり言って財政的な面とかいろいろそういう面は確かにあるというふうに思います。

それで、時間もありませんので、最後にちょっと町民全体で取り組む協働の取り組みとしての、先ほど普及啓発活動と、これをやるということですが、全町民で取り組んだらよりよい効果を上げることができるんじゃないかというようなことも答弁されておりました。また、この中にもこういうふう書いてあります。一人一人が省エネに取り組み、基山町が地球温暖化防止の一端を担っていると自負できるようなまちづくりを進めたいと、自負できるようなまちづくりを進めたいと、こういうこと書いてます。私もなかなか非常にいいことを書いてあるなと思いました。そこで、時間もありませんが、2つほど全国の先進的な、私は先進的と思っておりますが、ちょっと紹介したいと思えます。

まず1つが、埼玉県川口市、これがエコライフデーということで、NPO川口市環境会議が2000年から継続して実施をしていると。これは、年に1日だけ日を決めて、市民が一斉に省エネに取り組み、それによってCO₂の削減効果を電気と水道の消費量から把握して、市民が省エネに取り組む第一歩にしようという取り組みであると。07年には同市の人口約50万人の約12%に当たる6万1,000人という非常に多くの市民が参加してると。これほど多くの市民の参加が進んでいる背景には、市の教育委員会の協力による市内の小・中・高校での児童・生徒への参加呼びかけを初め地域のさまざまな主体との関係があるようであるというふうにちょっと紹介されてます。

もう一つ紹介いたします。

これは、滋賀県の野洲市でございます。地域通貨を利用したエコSUN山プロジェクトということでありますが、この滋賀県野洲市は地域新エネルギービジョンを策定したことをきっかけに、エコSUN山プロジェクトを立ち上げた。これは、地域通貨を活用した自然工

エネルギー導入と市民参加型の里山保全活動から成る取り組みであると。このうち、自然エネルギーに関する取り組みや市内のNPOと行政が連携して一般市民から資金を集め、1口千円だそうであります。公共施設等に太陽光発電を設置していくという活動だが、資金を出した市民には市内約150の加盟事業所で使用できる地域通貨が渡される。1口当たり1,100円分だそうです。地域通貨は、現金のかわりとして使用することができるため、資金提供をした市民が損をしなくて済む仕組みになっている。現在までに2基の発電所が設置され、3基目の設置が予定されていると。加盟業者は、基本的に地域密着型の中小の事業者で地域や環境にこだわりを持つ農園や食料加工業者、店舗などが多いと。地域通貨は1回限りしか使用できないため、加盟事業所にとってはそれを受け入れる分だけ経済的負担をしなければならないことになる。しかし、地域通貨は加盟業者での買い物を促すなど、市民と事業者をつなぎ合わせる役割を果たすため、事業者の中にはそれにより売り上げが増加したものも少なくないと。このように野洲市で実施されているプロジェクトは自然エネルギーの普及という目的を持った取り組みだが、それにとどまらず地産地消の推進という意味合いも同時に持っている。そういうなこともちょっと物の本に書かれておりました。

こういうものも参考にして、私は基山町民全体でできることからこの省エネに取り組んではどうかと。ぜひ、ともに研究していきたいということを申し上げて終わります。ありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

以上で松石信男議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたしますが、先ほど10時14分ごろ総務課長より、暖房のトラブルが発生しているということで、業者による点検をなさっておられるということです。いつになるかわかりませんが、風邪を引かないようにひとつ皆さん、傍聴者の方を含めてよろしくお願いいたします。

～午前10時40分 休憩～

～午前10時50分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

これより平田通男議員の一般質問を行います。平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

私は12番議員の町政会に所属しております平田通男です。通告に従いまして4点にわたり一般質問をいたします。

今回の質問は、いずれも過去の議会の中で私なり同僚議員が取り上げたものばかりでございます。きょうは傍聴席に中学生の皆さんが社会科の勉強でしようがおいでになっております。ある意味では、別の意味でやや緊張をしております。

いわゆる民主政治の根底にあるものは地方自治にあると思っております。基山町でできることは基山町で解決をし、よりよいまちづくりを進めていくことが私たちの大切なことだと思います。町民の直接選挙によって選ばれた町長と、その町長を支える町の職員と、同じく町民の直接選挙によって選ばれた町議会議員が、この議会の中で意見を出し合い、よりよい方向に向かって努力していくことが大切だろうと思っております。

早速質問に入らせていただきたいと思います。

質問の1点目は学童保育についてお尋ねをいたします。

小さく分けて3点について質問をいたしますので、それぞれお答えください。

まず、1番目に町長御存じのとおり、平成22年4月より現在の学童保育は70人以下学級に対する補助金の支給についての義務づけがなされますが、現在の基山小学校区にありますひまわり教室は90人を超しております。当然、これは22年度から2学級に分けないと補助金が来ないと思いますが、具体的にどの施設をどのように使われて実施されようとしているのかお答えいただきたいと思います。

次に、基山小学校のひまわり教室、若基小学校のコスモス教室とも臨時雇用の指導員さんたちに頑張ってもらっていますが、労働条件が大変厳しいと思いますが、何らかの待遇改善策を講じられてきたと考えます。どのように具体的に考えようとなさっているのかお答えをいただきたいと思います。

3番目に、私は以前から学童保育がなぜ福祉行政なのか、なぜこれが教育行政なのでないのか、不思議に思っていますが、町長の見解をお尋ねいたします。

2番目に、産業廃棄物の不法投棄から基山町の自然を守ることにに関して3点にわたり質問をいたします。

まず、1番目に、前回の議会の中で、寺谷林道沿いの問題用地取得について、議員の賛成多数で可決されたことは今もって残念でなりません。今回購入された用地の価格、相手業者、またその用地の登記はどのようになされているのか、単なる町有林として登記されたのか、

それとも保安林としてなされたのかお示しをいただきたいと思います。

2番目に、寺谷林道の林道より上部、今回購入した土地の上の用地について、その後の動きはどうなっているのか、どう対応されようとしているのかお尋ねをいたします。

3番目に、前回の議会の中で、林道周辺の町有林、保安林、借地林、私有林について、至急図で示していただきたいとお願いをしておりましたが、今回資料として提案をなされておりますので、そのことについての説明を求めたいと思います。この件につきましては、資料が出ておりますので、説明は結構でございます。

質問3、基肄城跡の保存整備についてお尋ねをいたします。

町長が就任されて5年目が過ぎようとしています、基肄城を保存していくためには国、県の協力が最も中心的なことになるとと思いますが、具体的に町長もしくは教育長は県に対してどのような働きかけをしてこられたのかお答えいただきたいと思います。

次に、現在基肄城跡の用地取得、いわゆる公有化率は99.9%に達していると思いますが、この基山町のシンボリック的存在である基肄城跡を今後どのように保存整備をしていくかが問われていると思います。具体的にこの保存整備計画をどのように進めようとしているのか説明をお願いしたいと思います。この点につきましては、教育長の答弁を求めます。

3番目の予算等につきましては、大体わかっておりますが、一般質問の提案をしたとおり、現在予算額が数千万円残っていると思いますが、その用途について、今後3月までにどのような形で努力をされるのかお示しをいただきたいと思います。

最後に4番目として、一般行政について2点にわたり質問をいたします。

基山町の将来の展望についてでございますが、町長のマニフェストなどを見ますと、町長は将来の基山町像を人口2万2,000、そして豊かな自然環境に恵まれた田園都市、さらには交通の便に恵まれた住みやすい文化都市が描かれていると思いますが、その実現に向けて私は黄色信号が点滅していると受けとめています。そのような観点から、この基山町のすばらしいまちづくりを進めていくためにどうしてもクリアしなくてはいけない問題があると思います。そのことを指摘し、町長の見解を求めたいと思います。

まず1番目には、現在鳥栖基山地区都市計画に基づいて都市計画が進められていますが、鳥栖はいろんな意味で今発展をしていると思います。そして、鳥栖と基山町でつくられたこの都市計画の中でいわゆる市街化区域内にある用地について、まだ残存農地があるから、基山町のほうが残存農地が多いからということで線引きの見直しが行われておりません。その

ことについて、町当局としては県のほうにどのような積極的な働きかけを行われているのか、町長の答弁を求めたいと思います。

次に、基山町の将来にとって人口増を図るということは大切なことだと思いますけれども、1999年の1万9,097人をピークとして毎年100人から150人の人口が減ってきております。それが実情とは思いますが、この人口減を何らかの形で食いとめない限り、基山町の発展はないものと思います。町長はどのような施策をもってこの基山町の人口増を食いとめようとなさっているのかお答えをいただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わりますが、2回目につきましては直接担当課長の答弁を求めていきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

平田議員のお尋ねにお答えさせていただきます。

まずは、福祉行政ということで、学童保育の充実についてでございます。

その中のアとして、70人以下学級の対応について施設はどうするつもりかと、具体的に示してくださいということでございます。

この件に関しましては、9月議会でもお答えをいたしました。ひまわり教室についてはまだ現在のところ検討中でございます。具体的にということでございますが、現在の旧公民館の跡地利用、それから旧役場の利用、今社協で使っておるところでございますけれども、そこ、それからまた中学校の空き教室棟の利用も検討をしておるということでございます。これは、ただいまのところ検討ということで、具体的なはっきりしたことじゃございません。

それから、コスモス教室につきましては、若基小学校の空き教室と、今度給食室が要らなくなるというか、ということでございますので、その改修をして使っていくというなことで考えております。

イの指導員の待遇改善についてどう考えるかということのお尋ねでございますが、この件に関しましては9月議会でお答えをしておったかと思っております。県内の状況もほとんどが臨時職員での対応となっており、現段階では基山町も臨時職員で対応しているところでございます。待遇改善等につきましては、今後の国や県の動向も見ながら対応していかなければいけないと考えております。

ウの学童保育がなぜ福祉行政なのか、教育行政ではないのかということでございますけども、当初は基山町では教育委員会が担当をいたしておりましたが、福祉関係の補助金がついたということで、福祉部門に移した経緯がございます。国が示す放課後子どもプランの基本的な考え方の中では、学校開放と施設面での対応もあって、基本的には教育委員会が主幹部局で推進するが、市町村の実情に応じて福祉部局が主幹部局になっても差し支えないということになっております。

また、補助金の流れも学童保育は厚生労働省管轄になっておりますので、現在のところ福祉関係、いわゆるこども課で担当しておるということでございます。

それから、次の産廃対策でございます。

(1)の用地取得後の経過について、購入業者、価格、登記は一般林か保安林かというお尋ねでございますが、購入業者は福岡県筑紫野市の有限会社雄飛、価格は8,341,800円、登記は山林となっております。なお、今後保安林の手続きをとりたいと思っております。

(2)の寺谷林道の林道より上部の用地について、その後の動きということでございます。

伐採及び伐採後の造林届が株式会社不動産小郡のれん会より平成20年10月15日にありまして、現在11月から来年1月までの計画で1万4,816㎡のうち8,210㎡伐採及び造林を行うとのことで作業が進んでおります。

(3)の全林道周辺の町有林、保安林、借地林、私有林を説明してくださいということでございますが、これについてはよろしゅうございますか。資料のとおりでございます。

それから、3の基肄城跡の保存対策について、こちらは教育学習課のほうよりお答えをいたします。

4の一般行政について、(1)基山町の将来への展望ということでございますが、アの鳥栖基山都市計画区域の見直しをせよということでございます。鳥栖基山都市計画区域は、都市計画法第5条に基づきまして昭和48年に県知事が指定をいたしております。その後、5年ごとに見直しがされ、数度にわたって市街化区域が拡大され、今日に至っておるわけでございますが、今後とも線引き制度を継続し、適正規模の市街地形成を行っていくことが必要であると考えております。

イの人口増への具体的取り組みを示せということでございます。人口増と申しますか、議員も言われた人口減少阻止と申しますか、今の基山の大きな課題と私も考えております。それにつきましては、第一にはけやき台マンション計画の早期着工を私も再三旭化成工業株式

会社をお願いをいたしております。

次に、本年度進出協定を締結した企業による雇用者の定住化も期待しておりますのでございます。

また、短期的には他市町で実施してあります地元企業労働者の低額家賃による定住化等も研究していきたいと考えております。

以上でございます。

都市計画区域の見直しということのところで、県にどういう働きかけをしておられるのかというようなことでございます。県ともいろいろと折衝というか働きかけもいたしておりますし、またこれは鳥栖との関連もございますので、鳥栖の市長さんとも私も話をいたしております。まだ、しかしながら具体的にどうというようなことには至っておりません。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

私のほうからは、質問事項3の(1)、(2)、(3)について回答いたします。

基肄城跡の保存対策についてでございますが、(1)町長就任の後、国、県への具体的な働きかけはどうされたのかということでございます。保存整備につきましては、まずその前提となる民有地の公有化が不可欠であることから優先して行ってまいりましたが、より早く保存整備に着手すべく国、県に補助金の増額などの協力をお願いしてきたところでございます。したがって、ここ二、三年でほぼ整備に必要な用地の取得はできました。

公有化後の整備保存につきましては、まず損壊のおそれのある遺構の保全を優先的に行い、その後に基肄城跡の特性を生かし、それを見学者に理解しやすいような見学ルートの設定や道標、説明板、ベンチ等の環境整備を行うことで国、県に働きかけ、協議中でございます。

(2)ですが、保存策定管理委員会はいつ編成されるのか、準備状況を説明せよということでございますが、この保存策定管理委員会というのは保存管理策定委員会じゃないかと思うんですが、いかがでございましょうか。

質問にあります保存管理につきましては、保存管理委員会の中で昭和54年3月に特別史跡基肄城跡保存管理策定書が既につくられております。これ以降、これを指針として平成3年3月に保存整備基本構想、続いて平成5年3月に保存整備基本計画を策定し、これを実施に移すために平成7年度より公有化を行ってきた経緯がございます。

今後の保存整備の状況につきましては、先ほども述べましたように、まず損壊のおそれのある遺構の保全を優先的に行う必要があると思います。そのための有識者による委員会組織や委員会の名称などについてただいま検討中でございます。

3番目でございますが、用地購入の残金は幾らか、また更正しなければならなくなった原因は何か、それとも3月までに交渉の余地が残されているのか、この3点でございますが、当初予算計上の用地などの購入予算は家屋の移転補償を含め4,8441,680円でございます。現在は、山林の1筆の公有化を地権者と協議しているところでございますが、これまでのところ支出はありません。

当初は宅地と山林の購入と家屋の移転補償を行う予定でしたが、宅地と家屋につきましては交渉がなかなか進展せず、変更申請期限が12月中旬であります今年度の国と県の補助金申請に間に合いませんでした。したがって、この分につきましては3月に更正せざるを得ない状況となっております。交渉の見通しがつけば、この件に係る経費の国と県の補助金申請を行う予定でございましたけれども、交渉がなかなか進展していませんので、まだ申請を行っておりません。交渉は難航しめどが立ちませんが、今後とも努力を続けていきたいと、かように思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

それでは、2回目の一問一答に入りたいと思いますが、今回の私の質問の中心は産業廃棄物の対策でありますので、まずこのことについて一番最初に質問させていただきたいと思えます。

時間が制限されておりますので、このことを中心にして時間的な余裕がありましたら1番目の学童保育、3番目の基肄城、4番目の一般行政のお話をさせていただきたいと思えます。

早速ですが、まず産廃対策について一問一答を行っていきます。

きょうは基山中学校の生徒さんが傍聴においでですが、私は今の子供さんたちが将来成長をして、今の基山の自然環境が本当に保たれてるのかどうか大変心配な点があります。そのことについて、ここ何回かの林道沿いの産廃の投棄に関する基山町当局の対応のあり方について大変危惧をいたしております。そのことについて、質問をしまいたいと思えますの

で、答弁をお願いしたいと思います。

まず、今回購入された用地の代金が8,341,800円と御回答になりましたが、その具体的な用地の総面積は幾らなのか、そしてその面積に対する1㎡当たりの単価は幾らなのかお示しをいただきたいと思います。

また、用地の上に立っている樹木の補償代金は幾らなのか、これも具体的に数字を示していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

それでは、ただいまの御質問でございますが、まず総面積でございますけれども、面積は2万7,806㎡でございます。

それから、㎡当たりの単価でございますが、300円になっております。これにつきましては、土地、それから立木、すべて含めたところの単価でございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

それでは、財政課長にお伺いいたしますが、現在公有化を進める上で基肄城が同じような公有化をやっていると思うんですが、公有化をする場合には、その用地と、それからその上にいる樹木に分類をして用地契約を結んでいると思うんです。なぜ今回一括してそのような用地買収ができるんですか。具体的に示してください。財政課長だよ。

議長（酒井恵明君）

平田議員、今財政課長とおっしゃいましたが、財政課長はなし、おりません。総務課長が。

12番（平田通男君）続

じゃ、総務課長お答えください。

議長（酒井恵明君）

いいですね。

12番（平田通男君）続

そのようなことで許可できるんですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の件でございますけれども、土地、立木込みで買うことに別に問題はないと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

じゃあ一方は、基肄城の公有化については何億円というお金をかけてやっているわけです。それについては必ず用地取得の面積と、それからその上にいる樹木、分類をしてちゃんと契約を結んでいるわけです。そんなことができるんですか、同じ町の中で。できる根拠、じゃ言ってください。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

それでは、先ほどおっしゃいました基肄城保存整備計画につきましては国庫事業というか等でやっておりますので、当然国の公共単価というのがございます。それと不動産鑑定を毎年入れているということでやっておりますが、今回林道沿いを購入させてもらったものにつきましては、先方と、相手方と十分協議をしながら立木も含めたところでの購入をさせていただいたと、そういうことで、これはあくまでも基山町単独事業ということでございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

そうしますと、いわゆる基肄城に関しては国庫補助事業を受けてるので、そういう詳細な契約じゃないとだめだということですね。基山町の場合は、そうはなくても大ざっぱに用地の一括購入ということで簡単にできるわけですか。もっと慎重に対応すべきじゃないですかね。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

その点に関しましては、用地を購入する場合は、相手方、地権者の方がございますので、今吉浦課長が言ったように、相手方とよく話をし、交渉の結果こういったことになっておりますので、別に問題はないと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

その点については了解しました。

2番目の質問ですが、現在寺谷林道のこの用地を購入した上に既に事業が展開され木が切られ、また自然が破壊されようとしておりますが、そのことについて小郡のれん会という団体に対して1万4,816㎡の用地は既に工事が着工されて、もう7割方終わってるんじゃないかと思いますが、そういう状況にあると思います。問題は、その伐採及び伐採後の造林届について、それを基山町が受理をしたと。何に基づいてこれを受理したんですか。

そして、平成9年に基山町は同じような問題を抱えて、裁判闘争までして基山町林道沿いの自然環境を守ろうとした努力の積み重ねがあるわけでしょう、実績が。そのことを何も考えないで、今回この伐採届なり伐採後の造林届を受理し、業者に許可をしたのは町長の政策転換ですか、これは。基山町の今までのいろんな先輩たちも執行部にしろあるいは当時の議会にしろ、当時の町民の総意として裁判闘争までして闘って、そして基山町の自然を守ろうとしたわけでしょう。結果として、基山町は御存じのように基山町の基山のふもとは全部林道で囲まれてます。林道を通らない限りこういう工事はできないわけです。だから、林道を通らないようにするためにいろんな条例もつくって、平成9年の段階では条例はなかったんです。規則はありました。林道規則というのがありました。林道規則では弱いので、弁護士と十分相談をして林道条例を立ち上げて、そして議会を通して林道沿いの自然を守ろうという具体的な対策を打ち出して今日まで来てるわけです。それをいとも簡単に林道許可を出して、既に工事が着工している。このことは、大変大きな政策転換だと思うんですが、町長はよくそんなことを簡単に許可されたなあと思う。きのうたまたま暴力団追放でみやき町まで出か

けましたが、足元の基山町でもこういう状況になってくるんじゃないですか。一たん許可をしたら、これはもうどんどん続いてくです。それをあなたは防ぎ切るといふうに確信を持って許可を出したんですか。まず、担当課長から説明してください。なぜ許可を出したのか。

そしてその後、許可を出した結果としてどういう状況が今後生まれてこようとしているのか。当然そのことを考えて許可を出したんでしょうから、責任ある答弁をしてください。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

それでは、私のほうからただいまの林道の、林道というか森林の伐採、伐採後の造林届でございますが、内容的には町長のほうから1回目の答弁の中にありましたように、10月15日に届け出がってます。これにつきましては、森林法に基づいて届け出をされたと。その後、基山町では県の農林事務所、それから本課のほうと協議をしております。

まず、この届け出の内容でございますけれども、2筆ございますが、その中に1万4,816㎡でございます。その中の8,210㎡を伐採をやりたいと、伐採をして植林をするということで、期間としては11月から来年の1月まで伐採をやるということで出ておりますので、あともし形状を変えるとか開発をするということになりますと、これは1haを超えるということになりますと、県知事の許可ということになってくるかと思えます。今のところはあくまでも伐採、そして伐採後の植林ということで届け出が出てるといふことで許可をしております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

それでは、あなたは平成9年の裁判闘争のときのいわゆるこれと同じような現象が起こっているわけです。この寺谷林道にしるあるいは岩坪林道にしる同じような申請がなされてます、そのときも。岩坪林道に限っては、もっとひどいです。今伐採をするという届け出はありませんでした。植林をすると、杉の木を植えるという申請を出してきました、業者は。寺谷林道に至っては、そこに社会福祉施設をつくと、ゲートボール場をつくって、基山町の住民の人にも使ってもらいたいと、だからあそこの木を切らせてくださいという説明がありまし

た。

そのとき町が考えたのは、これはあくまでも表向きの理由だと。裏にあるものは必ず、横に産興という1つの産業廃棄物投棄場がありますが、そこにいる残土を持ってくると、そして基山町の谷間を産業廃棄物の残土で埋め尽くすということが十分考えられると。十分考えられるので、これを防ぐためには許可をしない、林道を使わせないということ以外に方法はないと判断をしたわけでしょう。そして、そのために住民運動を盛り上げ、そして条例をつくって、あくまでも対応したわけです。それで、業者がしびれを切らして基山町に対して、林道を通ることに対して基山町はそういうことを否定できないということで裁判に訴えてきた。だから、基山町は全町を挙げて裁判闘争を展開をして、毎回毎回裁判所にバスを貸し切って住民が何十人も詰めかけて裁判闘争をしてやっと勝ったわけでしょう。そして、林道を通して、そのような行為をすることについては一応だめだという判決が出たわけです。ただし、この判決があなたが今言ってるような上位法で森林法で争われたら、この条例が勝つとは限らないわけです。しかし、あくまでも条例をつくって、条例で闘って、そして勝ち取った一つの判決があるわけです。それをいとも簡単に森林法に基づいて許可をしたと。じゃああなたは条例は本当に見たんですか、町長。基山町がつくった林道条例の第6条、林道条例の第6条の第5項にこういうことが書いてあります。

林道周辺の自然環境の保全に支障を来すおそれがあるとき、許可をできないですよ、これは。森林法からいったら許可できるんです、森林法からいったら。しかし、基山町が定めた条例の中では、そのことがうたってあるわけです。本当にやるならば、まず林道条例に基づいて使用許可を出さないのが筋じゃないですか。そして、それでも業者が納得いかないというならば、今度は森林法に基づいて基山町を訴えればいい。訴えてでも対決して守るような姿勢を示すことが大事なんじゃないですか。

あなたは許可を出して、じゃあ具体的に言いますが、森林法に基づいて申請をしたら、今後次々に許可を出すわけですね。ここに図が示されていますが、この中の鳥栖より岩坪林道沿いのところを回りをブルーで囲ってあります。これは既に業者が取得している土地なんです。そして、ここに杉を植えると言ってきたら許可をするんでしょ、じゃあ。森林法に基づいて植えるんでしょ。

議長（酒井恵明君）

平田議員、一問一答。

12番（平田通男君）続

はい、一問一答でいってるから。

許可をするんでしょ、同じように森林法に基づいて。とめる方法ないじゃない。とめる方法ないから、回りを土地を借り上げてガードしてるわけでしょう。しかし、今度の担当課長なり町長の姿勢からいくと、これは許可するんでしょ、また。そしたら、林道上で林道の中を表向きの申請書さえ出せば、全部基山町が許可をしなくちゃならなくなるんです、これは。それをとめるという考え方はもうできないわけでしょ。どう責任とるんですか。あそこは基山町の首根っこですよ。この前も一回言ったとおり、城戸の谷は基肆城でほとんど町有化されてます。宮浦の谷は一つのお寺でほとんど買われてます。残ったのが、この園部の谷、小松の上のそこだけです。そこに産業廃棄物がこのままでいくと必ず残土として捨てられる。それをとめ切りますか。もう一回答弁してください。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

先ほど私が答弁した中で、伐採及び伐採後の造林ということで今のところ出てますが、形状は変えないと、ただ伐採のための搬出路は確かにつくっております。しかし、当初の計画では土砂を8,210㎡でございましたけども、その部分については土砂を搬出をして、その後に植林をしたいという話があったおりました。ところが、基山町では、先ほど議員もおっしゃいましたように林道管理条例という条例を定めてます。それから、過去のいきさつもございますので、あくまでも土砂を搬出をして林道を使用するというのは、この管理条例に違反するというので絶対だめだということをおっしゃっております。その後にそれでは伐採、それからその後の植林をするということで届け出が出たということがございます。

あと先ほど開発関係も言いましたけども、その問題、開発等が出てきましたら、またそれについては絶対だめだということについて県とも話しながらこの相手方のほうに話をしているということがございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

基山町はやはり貴重な経験をしてきているわけですよ。いわゆる自然破壊からどのようにして守ったらいいか、その貴重な経験したことが何にも役に立っていない。今伐採許可を出したあるいは伐採後の植林についての届け出があったので許可を出したとおっしゃるけれども、具体的に何か梅を植えると、そういう届け出がしてあるわけでしょ。あの地形の中であんな急な斜面の中に梅を植えて、それが防災になりますか。あるいは造林計画になるんですか。恐らく必ず斜面を削り、そしてそこに残土を持ち込み、あるいはもしよかったら真砂土を持ち込み、そういう事業を申請してくるんじゃないですか。そんなことはありませんか。教えてください。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

ただいまの御質問の伐採後に形状を変えて、そこに産業廃棄物を持ってくるんじゃないかと、そういうことについては現段階ではわかりません。ただ、今届け出をされている以外の行為をするということになりますと、県並びに弁護士のほうと相談をしながら、林道使用不許可ということをとめていきたいというように思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

だから、過去のことを本当に勉強してるのかと聞いているんですよ。とめ切る、あなたが。今まで同じことを何回もやってきているわけですよ。だから、仕方ないから、森林法には触れるかもしれないけれども、基山町で条例をつくって裁判闘争までしてとめてきてるわけでしょ。同じ体質を持った業者がこのような形で申請をしてきた場合に、疑ってかかるのが当たり前のことでしょう。あなたが責任を持ってとめ切る、本当に。町長、とめ切りますか、そう来た場合に。そのときになって、どうしていいかわからないあるいは時代が変わっているかもしれない。あなたの時代じゃないかもしれない。担当課長にしても、あなたの担当課長の時代じゃないかもしれない。そのときになった人が、今までのいきさつ上の中から本当にとめ切りますか。具体的に岩坪林道のところにはもう用地が確保してあるです。これが終わったらまたすぐ出してくるです。そのときにまた許可を出すんですよ、当然これは。植林す

るんだから。

私はもうある意味では一たん許可を出して、そしてこのような形になった場合に防ぐ方法というのは3つしかないわけでしょうが。1つは、その危険な場所を、やっとこの図面が出てきましたけども、林道沿いの中の危険な場所をちゃんと確認をして、これに保安林指定をするのかあるいは用地買収をするのかあるいは周りを借り上げるのか、この3つしか防ぎようがないと思うんです。そのことは、もう9月の段階あるいは8月の段階、もっと前からそういうことが起こり得るということがわかってたわけでしょう。そして、自分たちの解釈の中で、過去のことは全然考えないで、そして許可を出した。森林法に基づいて何ら断る理由がないからといって許可を出しておいて、その対応を進める中で、じゃあ保安林にしようとするならば、少なくとも私有者、その方々たちを集めて説明会でも開いたんですか、本当に今まで。教えてください。開いたの。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

保安林等の関係者というか地権者を、山林等の所有者を集めて保安林等の説明会をしたかということですが、これにつきましては今準備中でまだ具体的にはしておりません。ただ、話は戻りますが、今問題になっている伐採箇所でございますけども、これにつきましてはことしの初めぐらいから事前に相談ございまして、その後にも議会の全員協議会の皆さんにも相談をさせていただいたということですが、いきさつとしては。ただ、そしてその中には弁護士、それから県当局と協議をしてきた中でございますけども、今問題になっている箇所につきましては、上部にあるから、まだ購入すべきじゃないというような話もあっておりました。そういうことで、今回についてはあくまでも森林法、それから基山町の林道管理条例に基づいてその範囲で申請がっておりますので、現在のところ許可をせざるを得なかったということで御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

今から先のいわゆる基山町の自然環境を守っていくという状況の中で、守られそうもない

から問題にしているわけです。何で了解できますか、こんなことが。守っていただくの自信があるんですか、本当に。具体的にどうするっていうんですか。町長、教えてください、具体的にどうするんです、今後。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

まずは政策転換したのかどうかというようなさっきも話も出ました。決してそういうことじゃございません。私も基山町の自然環境を守るということは、これは絶対に私どもがやっていかなきゃいけないことだというふうにもかたく思っております。これは、こういう議論は前回の雄飛のときにも随分全協も開いてお話し合いをさせていただきました。あのときでさえというか、あのとき賛否両論ございました。まだ買う必要ないというような話も随分と出ましたけども、しかし私どもとしてはやはり守っていくためには、あの環境を守っていくためにはぜひとも買わせてくださいというようなお願いもしてあの買収をしたという経緯があると思います。

それから、この林道裁判、管理条例、このことについてもそのときにも随分話し合いがあったから、私も存じております。しかしながら、これはやっぱりなかなか難しい問題で、法的に難しい問題だろうというようなこと認識をしております。この管理条例はやっぱり土砂の搬出、搬入、そして形状変更、こういうことは絶対に許されないというような条例ができたということは、本当にありがたいと私も敬意を表するわけでございます。それからまた、車の規制なんかにいろいろと決められております。

しかしながら、先ほども言われましたが65項ということで形状変更のおそれがあると、おそれがあるだけで、疑いだけで本当に今それがストップできるかどうかということは、非常にこれやっぱり難しい問題だろうと私は思っております。現在のところ届け出が出た伐採、そして造林ということは違法ではないと、今の時点では違法ではないと、合法だというふうに認識したもので、あえて言えば許可せざるを得ないということでございます。しかしながら、これから先はやっぱりそういう動きがあれば、常に監視をしながら、そういう動きがあれば、それはストップさせなきゃいかんということでございます。そういうふう考えております。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

大変情けない答弁です。過去に条例をつくって、その条例に対して確かに上位法である森林法が上です、上位法ですから。しかし、そうでもして守らなくてはならない現実があったわけでしょ。もう一回裁判で争ってみてもいいじゃないですか。そのくらいの覚悟がないと本当に守れないです。簡単なことです、許可を出すっていうのは。許可を出せなかったからあえてそうしたんでしょう。それを担当がかわり、町長がかわった段階で、いや、上位法の森林法のほうが優位だから許可を出さざるを得ない。それはあくまでも政策の変更です、それははっきりした。

そこまでおっしゃるならば、じゃあどうして守るのかっていうことを具体的に出すべきです。幸いにして基山町の場合は全部林道が通ってます、あの辺一帯は。だから、それでしか防ぐ方法がないということで、あえてああいう条例ができたと思います。そしたら、上位法が優位だというふうな解釈をされるならば、具体的にどう守っていくのか。将来については保安林を考えます。あるいは用地買収をします、借り上げます、それしかないんですよ。そうすれば、具体策を早く練らないと、何回も何回もこのことを繰り返さなくちゃいけない。その中で、いつの間にか基山のふもと一帯は残土で覆い尽くされるよ。形状を変えても、真砂土を持ってきてあるいは土を持ってきて、一々点検するだけの力がありますか、基山町に。私はあくまでもまずそういうことを考えるよりも、まずどうしたら守れるかということ具体的に示して行動していくことが大前提でなくちゃいかんと思うのです。

先ほど全協に諮ったとおっしゃったけど、私は諮ったとは聞いておらんです。話は聞いた。しかし、そうしていいとか悪いとか、そんな意見を言った覚えはない。もうこれは結果でしょ。もう許可を出して工事しているんだから。絶対また次に来る。そのときにまた許可を出して、森林法が上位だから出さないかん、こら。そのときにどうするんですか。これは大変な問題ですよ。やはり守るための方法でしょ。全部買えるならいいですよ。逆に言えば、計画的に基肆城を買ったように何年か計画で危ないところを購入する、そういう計画をつくってすぐ実行に移す、あるいは借地権で危ないところを借りて、そしてガードする、あるいは買えないにしても、私有地を持っている人に対して保安林をお願いする、そのことを大至急私はやるべきだと思います。そのことを強く要望してこの問題については終わりたいと思います。

あと質問の1、学童保育につきましては、今のところ検討をされているということで、私の頭の中の範囲で考える場合は、やはり旧中央公民館を解体して、あそこに新たな学童保育所を設けるのが一番ベターではないかと考えてます。これはあくまでも私の個人的な見解です。

それから、基肄城に関しましては、これは時間がありますのでちょっと答えていただきたいんですが、基肄城を保存していこうという主体性はどこが持つべきだと思われませんか。国ですか、県ですか、基山町ですか。担当課長、教えてください。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）（登壇）

基肄城保存につきましては、町が保存すべきだと思っておりますけど、財政上、難しいと思いますので、先ほど教育長が回答しましたように、まず用地につきましては補助をお願いして終わったところでございます。今後につきましても、史跡保存については県等にお願いしながら守っていきたいと思っております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

基肄城の保存整備に関しては、過去何回も同じような質問をいろんな方がなされてると思いますが、これは特別史跡であるからなかなか簡単にはいかないという答弁がいつもなされてます。しかし、事業主体はあくまでも基山町なんですよ。補助金は国や県にお願いをしなくちゃいけません、事業主体はあくまでも基山町であるならば、やはり基山町としては積極的な県や国への働きかけを進めない限り、県は黙っとっても補助金やら出させんです。私は、積極的な教育委員会としての補助事業を推進するための努力を今後お願いをしておきたいと思えます。

それから、4番目の基山町の将来の展望につきましては、次の質問者であります原議員が同じ要綱で質問をしてありますので、原議員にお任せをしたいと思います。

それから、基肄城に関しても重松議員が同じ質問をなされておりますので、重松議員にお任せをして、私の一般質問を終わりたいと思えます。どうもありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

以上で平田通男議員の一般質問を終わります。

ここで午後 1 時まで休憩いたします。

～ 午前11時57分 休憩～

～ 午後 1 時 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開し、次に原三夫議員の一般質問を行います。原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

11番議員の原三夫でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

早速でございますけど、質問に入らせていただきます。

1 番の町の活性化対策についてでございます。

その中で、(1)の都市計画と(2)の人口増対策についてお伺いをいたしていきます。

まず、町の活性化についてでございますが、この町の第 4 次総合計画の中に目標人口が設定されております。設定によりますと、平成22年が 1 万 8,900 人、その後平成27年が 1 万 9,000 人となっております。しかし、現在の人口が、これは10月31日でございますが、1 万 8,167 人でございます。この設定人口を堅持するには22年までの 1 万 8,900 人に対して現在約 730 人の減であります。また、平成27年までの設定に対しては830 人の人口増加の対策が必要であると思っております。

また、基山町のピーク時人口は平成12年の 1 万 9,176 人。それ以来、8 年間で1,000 人の減少となっておりますのが現状でございます。町の人口が減るとことは活性化がなくなり、町全体が衰退していくということになりかねません。基山町に本当に住んでいてよかったと実感できるような活力ある対策に取り組む必要があると思います。私は今の基山町を客観的立場から見ますと、いろんな分野で打つ手が行き詰まっているのではないだろうかと感じております。今こそすべての分野において検討の見直しや社会情勢に即した新しい施策が求められているときではないかと思っております。そこで、私は町の活性化のために住民の意見をも集約し、以下の件について質問をいたしたいと思っております。

(1)の都市計画についてでございます。

基山町が都市計画を実施いたしましたのは、昭和50年 4 月からであります。当時の人口は 1 万 953 名、生活圏域は福岡、鳥栖、久留米を控え、交通の利便性に恵まれた場所にあるこ

とや、経済成長のときでもあり、また福岡に比べ町内の地価が割安であったなどのもろもろの条件がありました。そのような見地から、町は人口の増加と企業の進出に対応するため将来のまちづくりを考えて、当時わずか1万人の町で都市計画を取り入れたことと思っております。以来、もはや33年が過ぎました。その間には、どんどんと団地がつくられ、我が町のピークの人口は平成12年、1万9,176人、その後は減少し続け、先ほど言ったようにここ8年間で1,000人の人口減で、現在1万8,161人でございます。経済社会の基盤である人口が減少傾向に入った今、基山町の都市計画を見直すことが町の活性化につながる一つの要因ではないかと思っております。そこで、質問をいたしますが、アの市街化区域内の残存農地の面積はどのくらい残っているのかをお尋ねいたします。

イの残存農地に対する課税額は宅地並みに課税しているのか。

ウ、市街化区域の拡大、すなわち線引きの見直しをする考えについてお伺いをいたします。

市街化区域とは、御承知のとおり既に市街化地が形成されたところと、おおむね10年以内に優先的に積極的　　どんどんです　　積極的に市街地へ推進していく地区のことです。これに対して、市街化調整区域とは、市街化をいろんな環境等の問題もあり市街化を抑える場所と定義づけられております。そこで問題なのが、都市計画施行以来33年を経過した今、市街化調整区域を所有している農家です。今、農家にも高齢化が進み、子供もなかなか跡継ぎをしない。調整区域の見直しがあれば、農地の有効活用ができるのにとの声が多く聞かれます。そういう中での線引きの見直しについて、どのように考えてあるのかをお尋ねいたします。

エ、第4次総合計画の中で、市街化調整区域における集落の活性化は県の都市計画に基づき土地利用を誘導するとあります。私は、町行政が集落の活性化に対して真剣に考えておられることを心強く思っております。また、希望と期待がわいております。そこで、今後どのようにこの点について取り組まれていかれるのかお伺いをいたします。

オ、農業振興地域の指定を見直す考えがあるかどうかについてお尋ねいたします。

聞くところによると、農振地区はなかなか農地転用が難しいと聞きます。線引きの見直しと同様に、有効的な土地利用のために指定を見直す考えがあるかどうかをお伺いいたします。

(2)の人口対策についてでございます。

先ほども述べましたように、基山の人口は平成12年をピークに減少傾向が続いておるわけでございます。基山町独自の何らかの対策が必要かと思いますが、どうなのか。ここで例を

紹介しておきますが、嬉野市の紹介をいたします。

これは、皆様方もインターネット等で見ていただければすぐにわかることでございます。嬉野市がどういうことをやってるかです。ようこそ嬉野市へと、転入奨励金を御用意いたしました、こういうふうなトップの見出しでございます。人口の増加を図るため、市内に定住することを目的に市外から転入される方が新築住宅または中古住宅を取得された場合に、転入奨励金を交付する制度であります。内容を少し簡単に申しますと、住宅1戸につき500千円と、世帯員1人につき50千円、子供1人につき100千円など、ほかにもいろいろとまだございます。ほかの市町村でもいろいろと対策を講じておるわけでございます。

そこで、アについてでございますが、基山町も町内に土地及び住宅をした者に対し、固定資産税を一定期間免税する制度の導入はできないかお伺いをいたします。

この点につきましては、昨年も私は一般質問において、企業における企業誘致については免税といいますが税金の免税を5年間は0と、あとの5年間は2分の1という形で、一応税金はいただきますけど、その後交付金として返していると、そういう制度がございます。そこで、企業だけでなく、個人のそういう土地の問題についても、住宅の問題についても、こういう減免、免税制度を導入するように質問をいたしておりましたけど、そのときにもそれはできませんと、そういうことで一言で片づけられてしまっておりました。今回またその件についてぜひお伺いをいたしたいと思えます。

次に、イでございますが、町有地の有効活用についてでございますが、旧役場跡地、それから旧中央公民館跡地はどのように活用されるつもりなのか。これにつきましては、跡地といえども現在は旧役場については社会福祉協議会が跡を使って建物の利用をしております。それから、中央公民館においてはその建物をそのまま放課後児童対策として実際は使っておりますけど、その土地の活用をどのように今後考えているのかをお伺いいたしたいと思えます。

ウについてでございます。その他有効活用町有地の活用です。そういうできるところはあのかどうかをお伺いいたします。

エについてでございます。保育料の補助制度の拡充についてでございます。現在の保育料は、子育ての若い世帯にとっては経済的負担はかなり大変であると聞いております。転入を選ぶときの際に、条件の一つに考えておると聞いております。さらなる補助制度の拡充が望まれますが、どのようにお考えなのか、今後の見通しについてお伺いをいたします。

この人口対策のプロジェクトチームを設置したらどうなのかということについてお伺いをいたします。

基山町の活性化のためには、人口増対策は避けて通れないものと思っております。しかも、部分的問題ではなくて、あらゆる分野、角度からの連動した検討が重要ではないかと思えます。そのためには、役場内だけではなく、民間分野との情報交換の場としてでも、有効なるような、そういう設置の考えについてお伺いをいたしたいと思えます。

以上で私の1回目の質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

原議員の御質問にお答えいたします。

まず、町の活性化対策についてということでございます。

これにしましても、後の質問につきましても非常に大切なことだというふうに私も認識しております。一応お答えをさせていただきます。

(1)の都市計画について、アの市街化区域内での残存農地の面積はということでございますが、平成20年1月1日現在で田が18.8ha、畑が10.3ha、合計の29.1haの農地がございます。

イの残存農地に対する課税額は宅地並みに課税しているのかということでございますが、評価については宅地並みの評価でございますが、課税標準額については地方税法等の規定により原則価格の3分の1として課税をいたしております。

ウの市街化区域の拡大、線引きの見直しをする考えはということでございます。5年ごとに見直しがされ、数度にわたって市街化区域が拡大されています。今後とも線引き制度を継続し、適正規模の市街地形成を行っていくことが必要であると考えております。

それから、エの第4次総合計画の中で市街化調整区域における集落の活性化、県の都市計画に基づき土地利用を誘導するとあるが、その取り組みについてということでございます。佐賀県都市計画法施行条例の一部改正によりまして、市街化調整区域内の開発許可等の立地基準が緩和されています。市街化区域隣接タイプと集落活性化タイプがあります。市町長の申し出により県が区域を指定することになっております。区域指定の基本条件は、1、市町が策定する上位計画に位置づけられていること、2、地域住民の合意が得られることとなっております。そのため第4次総合計画に記載して手順を踏んでいます。しかし、現在県内では区

域指定されたところはありません。今後、人口減少や高齢化等の集落の衰退が進み、地域の合意が得られる状況も見て検討したいと考えております。

オの農業振興地域の指定を見直す考えはということでございます。現在、基山町農業委員さんにより、耕作放棄地の調査をやっていただいておりますので、その後関係団体と十分協議の上、進めていきたいと思っております。

(2)の人口増対策についてでございます。

アの町内に土地及び住宅を取得した者に対し、固定資産税を一定期間免除する制度の導入はできないかということでございます。現行の税の減免制度の中では、減免することはできないと考えますが、納税後の一定額の助成制度はできるものと思っております。現時点では具体的には考えておりません。

イの町有地の有効活用について、旧役場、旧中央公民館の跡地はどのように考えておるかということです。旧役場、旧中央公民館跡地については、どちらも現在のところ有効に目的を持って使用しておるということで、現在のところ具体的な計画はございません。

ウの有効活用できるところはあるのかということです。町有地の宅地は、約400筆あります。そのほとんどがそれぞれの目的を持った行政財産であります。現在、これらの土地について有効活用できるのかは検討はしておりません。

エの保育料の補助制度を拡充せよということです。国や県の保育料自体への補助制度は今のところないようですので、保護者の負担軽減のための助成制度については、保育料の見直しから町独自の補助制度をつくることになっていきますが、今後の検討課題にさせていただきたいと思っております。

オの人口増対策のプロジェクトチームを設置したらどうかということでございます。現在、月に1ないし2回の庁内調整会議を開催しております。その中での議題として検討もしていきたいし、今後はまた全職員とのいろいろ協議もやっていきたいと思っておりますので、そうしたところで検討を重ねていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

2回目の質問でございます。

アの市街化区域内での残存農地でございますが、田畑の合計で29.1haあると、こういうことでございます。そこで、残存農地は市街化区域の何%に当たりますか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

市街化区域内の残存農地は、先ほど町長答えましたように29.1haございまして、現在の市街化区域面積は448.8haでございますので、残存農地率は6.48%になります。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

残存農地が6.48あると。今まで一般質問では正式に線引きの拡大等の問題で出てきたことではございませんが、なかなか残存農地がまだ残っているから、この線引きの拡大が困難であると聞いてきました。このことについて、私は非常に不思議にずっと思っておったんですが、この残存農地が残っているから本当に線引きの見直し、拡大ができないという、そういう根拠があるのかどうか。あるとすれば、今言われたように市街化区域の何%になればどうなんだとか、そういう基準か標準といえますか、そういうものが何かございますか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

市街化区域内の残存農地率がどのくらいあるから市街化区域の拡大ができないかというのは、明確な数字というのはちょっと県のほうにもないようです。ただ、それが一つの根拠として拡大のときには問題になるというようなことでございます。それで、議員もよく御存じのとおりだと思んですけど、市街化区域の拡大に関する基本的な考え方でございますけれども、将来の人口や産業の状況を予測して、現在の市街化区域の中では収容できない場合に市街化区域の拡大を検討することになるというふうになっております。市街化区域に編入する区域については、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域であり、農振地域の区域の変更など、農林調整が必要であるため計画的な市街地整備が担保された区域でなければならないというふうなことが言われてます。

それで、以前から言われておりますのは、市街化区域内の残存農地をどうするかというこ

とでございます。これが市街化区域内の農地は宅地化するというのが基本的な考え方ですけれども、もう48年に線引きをされましても、まだまだ残存農地があるという状況でございます。以前よく言われておりましたのは、当分の間、計画的な市街地整備が行われる見込みのない地区は一たん市街化調整区域に戻しなさいという、そういう逆線引きをしなさいというようなことも以前はよく言われておったわけでございます。ただ、これもなかなかまた、それを調整、市街化区域の農地を市街化調整区域に逆線するというのも、これもなかなか簡単にいくものではないと思いますけど、そういう手法もあるということを県は以前に言っております。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

この残存農地に対する課税額の点でございますが、これについては了解をいたしました。

それから、今度ウでございます。市街化区域の拡大、要するに線引きの見直しについてでございますが、5年ごとに見直しをしてきたんだと。そしてまた数度にわたり市街化区域を拡大してきたので、今後は線引きの拡大の見直しは行わない考えであり、適正規模の市街地形成を行っていくとの答弁をされたんですが、これについて、ちょっと答弁の中で町長言われましたけど、適正規模の市街地形成を行っていくと、こういうことを申されたんですが、この適正規模の市街地形成とはどういうものを町長お考えになっているのですか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

適正規模という、これまたはっきりした何か基準があるということじゃないと思いますし、非常にあいまいな言葉かというふうに思いますけども、やはり基山町にとりましてどの程度がいいのかと、どの程度が適正化というようなことは、やはりしっかりと考えていかなきゃいかん問題だと思います。あくまでもやっぱりバランスの問題といたしますが、基山町に住んで自然が多い、それが基山町のいいとこだというような認識を住民の皆様方、大変多くの方がお持ちでございますので、その辺のところもしっかりと考えながら、そしてそれだけで本当にいいのかどうかというようなこと、やはり活性化のためにはある程度開発なり何なりというようなことも、市街化区域をずっと広めていくというような考え方も必要かという

ふうに思います。その辺のバランスの問題だろうと思いますものですから、ここで今適正が何かというようなことははっきりしたことは申し上げられません。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

非常に私もこの答弁を耳にしたときに、はっきり適正規模の市街地の形成地と言われましたので、どういうところをもって適正規模なのか、町長が今答弁されるのが精いっぱいかなと思います。私はあえてはっきり申して言うならば、この適正規模の形成の市街地というのは、やはり私の考えでございますが、基山町の第4次総合計画の中にある私が冒頭申し上げました人口設定、目標人口設定の平成22年の1万8,900人ですか、平成27年における人口の目標設定、私はまず考え方としては町長が言われた適正規模の問題とは私はその総合計画に載ってある人口目標設定です。私は、そうではないかなと、やっぱり決めた、目標を設定した以上は、この自然的な流れの人口の増減によってただ成り行き任せでいくわけにはいかないだろうと、私はそう考えるわけです。それで、当然適正規模とは私はそのように思っております。それで、それはそれとしてそういうことで私は思っております。

それで、いろいろ今申されました。大体既に市街地を形成している部分、町の中で、それプラスの今後10年間ぐらいの期間においてどんどんどんどん宅地化をしていく、積極的に行政が進めていく、そういう2つのものを足したときに市街化地域です。だから、その点については今までにも見直しをされてきて、ある程度はずっと進んできた。しかし、数度にわたりこの市街化区域を拡大してきたんだという答弁については、それはわかっております。これは昭和53年から平成5年にかけてのいろんなところ、調整区域の中、それとか調整区域外の山林、原野です。そういうところを開発されました。これは昭和53年から平成5年にかけての地域なんです。これを見ますと、三井基山ニュータウン、それからきやま台、順番にいきますと。それから、本桜団地あたり、それからけやき台、それから最後にサングリーン基山です。こういうところが調整区域とか調整区域外、山林、そういうところが主に業者との共同開発とかいろんなことによってずっと開発をされて人口の増加を遂げてきたと、そういうふうになっておるわけです。そして、そういうほかのところをやったことも一つの要因であると思いますが、今の市街地の中の残存農地が残っているのではないかと。それは、今も手放しの状態で行政はどういうふうにつけるかも、まだ今までそれはなさっていない

んじゃないかと思っております。

そこで、今この人口減少が年々ずうっと来ておるわけです。それも町長は認めておられません。第4次総合計画の中でもそのことは申し述べておられます。そこで、年々減少傾向に転じてきた今、私は線引きの拡大、この見直しを私は行っていただく必要がある。そして、住宅が建てられるようになり、またその対策で高齢者が多い農家にとっては土地の有効利用ができて耕作放棄地という問題、この解消にもつながると私は思っております。それでも、そういうことを考えた上で、今町長が御答弁なされたように、線引きの見直しは考えていないということで、本当に今後の基山町の発展があるのかどうか、その点もう一度お尋ねをしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

人口減少の要因が何であるのか、いろんな要因もあろうかというふうに思います。ただ、市街化区域を見直して家が建てられるようになれば、本当に人口増に結びつくのか、それは建てやすくなるからそれなりの効果はあるのかもわかりませんが、そのむしろマイナス要因といえますか、例えばもう自然が損なわれるとかというような、そういう要因にもなりかねないということもございましょうし、それだけじゃなくてほかにもいろいろ人口をふやす手だてということ、これをやっぱり早急に調べ上げて、そして対策を打っていかなくちゃいかんと、そのことは私も非常に強く感じておりますものですから、これからその辺のところをしっかりとやっぱり見据えてやっていきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

それでは、次に線引きの問題で質問いたしますが、線引きの拡大が今町長が申されましたように人口増加の線引きを拡大することが人口増加の要因になるのかどうか不安があるんだと、そういうふうなお答えでしたけど、それも1つはあるかなという考えもいたしますけど、やはり何かの対策を打たなくてはいけないわけです。今の現状見て、行き詰まっていますよね。だれでも、特に農家、調整区域を所有してある所有者というのは、非常にその点を今望んであるわけです。事実問題として何とかならんかと。土地有効利用するために今の百姓じゃ食

えんと、そういういろんな意見が多いわけです。

それで、線引きの拡大がどうしても町長できないと、それをしてから本当に人口がふえるのかとか、そういう問題もいろんな要素の中でどうしても線引きの見直し拡大ができないということであれば、現在の調整区域にはもう家も建てられないわけでしょ。ましてや人口増も期待できないと。じゃあ将来にわたって町の発展、活性化するには、これはもう一つの問題としては線引きの廃止と、線引きを廃止して何をやるか。特別用途制限地域の指定を採用できないかどうかということについてお伺いをしますけど、これはどういうふうにご考えておられるのか。線引きを廃止して特別用途制限地域の指定を設けると。特別用途地域制限をやって、今の調整区域も全部、特別用途制限をした場合は例えばどういうものをつくってはいけませんよと、建築はできませんよと。例えば、幾つか例を挙げますと、ホテル業、旅館業、遊戯施設、風俗施設、こういうのはできませんと。例えば、第1種低層住宅とか、そういうものを決めて要するに制限するものを制限、決めておく、線引きを廃止して。こういう考えはどうなのかと。これは、現実問題、いっぱい今いろんなところで廃止しているところがございます、廃止しているところがいっぱいあります。これで活性化を図っている。この特別用途制限地域の指定の問題については取り入れるというふうな考えはどのようなふうにご思っておりますか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

私は特別用途制限地域の指定というようなことは言葉には聞いたことございますけども、実際問題それをやってどうかというような、そしてそのやってるところが果たしてどうなのかというようなことまではまだ研究いたしておりませんので、これはまた私のこれから先のひとつ研究課題だというふうに申し上げておきます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

近いところでは熊本県の荒尾市がもう既に平成16年かそのくらいからもう行って、実際今もう実施をしております。ぜひ町長も研究課題としていきたいということでございますので、ぜひ今後の基山町のためにも研究をしていただいて、それが本当にどういう影響を及ぼして

発展につながるのかしっかり勉強していただいて検討をしていただきたいということで申し上げておきたいと思います。

それから、集落を活性化するための土地利用の誘導策です。

これは、先ほどの町長の答弁によりますと、町長の申請により県が区域を指定することになっていると、その指定を受ける基本条件として、基山町総合計画の中に位置づけておかななくてはならないので、そこで基山町ではいち早く集落地域の人口減や高齢化等での衰退を予測したから、こういうものをしておったんだと、そういうような答弁だと思っております。ほかのところはどこもやってないと、県では。県内では基山町だけが早く部落、集落の人口減少と高齢化を予想して、その衰退を食いとめるための方法として早く予測されてこういうものをつくっておったということでございますので、そういうところで早く衰退を予測されて万全な態勢を法的にも盛り込んでいただいたということは本当にいいことでございます。しかし、現状ではもうそのような状況がもうあると思ってるんです。ですね、町長。もうそういう現状になってるんです。高齢化と衰退化にもう入っておる。私はそういうふうに読んでおります。もう早く措置はされたけど、まだ具体的には何も考えておらないということでございますけど、私はもうその段階に入っていると、だから早く具体的な取り組みを私はしていただきたいと思いますが、そのことについて一言お伺いします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

これにつきましても、先ほどの特別用途制限区域とか、それと総合的にまた研究をさせていただきます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

よろしく申し上げます。

それから、オの農振地域の見直しでございますが、御答弁のとおり今現在農業委員会委員さん等を通じて農作放棄地の調査を行っていただいておりますと、そういうことで、その後関係団体と協議を進めたいとのことですが、よろしくお願いを申し上げます。

ここでしかし重要なことは、やはりこれは基山町の農業政策を今後どのように位置づける

かと、こういう大変重要な農業政策の位置づけの課題もございますので、これはきっとやはり基山町内における農業政策の位置づけをやはりきちっと整理をしていただかないことにはできない問題でも当然あると思いますので、しっかり今後御検討をいただいた上で進めていただきたいということを申し上げておきます。

それから、(2)の人口増対策についてでございます。

このアの問題のところでございますが、転入を促すための一つの取り組みとして聞いたわけですが、現行の税の減免制度の中ではできないとのことでございました。この現行の税の減免制度の中ではできないということですが、どの法令の何条に触れるのか、そのことをちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）（登壇）

固定資産税の減免といたしましては、地方税法367条にございます。市町村長は天災、その他特別の事情がある場合、これは火災等を指してるものというふうに考えております。それから、また貧困により生活のため公私の扶助を受ける者、その他特別の事情がある者というのはそれに準ずる者というふうに理解しておりますし、そういうなことにある者に限り当該市町村の条例の定めるところにより固定資産税を減免することができるというふうなうたわれております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

そういうことで、法の中で税法の367条ですか、それに抵触するということではできないということでは、先ほど私が申し上げましたように、嬉野市の問題も今御紹介いたしましたですね。そういうことで、減免制度でなくして、例えば企業誘致のように一応税を払っていただいて、答弁もされておりますけど、税を一たん払っていただいて、後交付金の形とか奨励金の形で返すと、そういうふうな格好で私はぜひこれは転入促進を促すための制度としてぜひやっていただきたいと思います。かなりの市とか町がこれはやるんです、流入対策として、人口の流入対策として、定住対策として、どこの市とか町もほ

とんどやってるでしょ。県内でもかなりやってるです。基山町も既に人口減少時代に入ってるんですから、町長ももうお認めになってるわけです。認めてあるんです。だから、私はこれはぜひこれは検討をするというよりも、もうかなり真剣に対応をやっぱりやっていただきたいと、そういうように思っておりますので、ぜひこれは考えていただきたいと思います。答弁してください。

議長（酒井恵明君）

答弁いただきますか。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

原議員は嬉野市の例を出されました。私も多久市とかなんとかでもいろいろと対策が打たれておるとい話も耳にしております。基山町に本当にそれが有効なのかどうか、どこまでそういう政策を打って出て、どの程度の効果が上がるのかというようなことは、これまたひとつ十分に検討したいと、研究したいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

それで、今の点ですけど、答弁の中にありましたけど、それは減免という制度はできないと、法的に、それはわかりました。それで、納税後の一定額の助成額はできるものと思いますが、現時点では考えていないと、こういうことを答弁されました。それで、納税後の一定額の助成制度はできるけど考えてないと、現時点では。これはどういうことかなと考えますけど、これは私の勝手な推測でございますけど、納税後の助成制度はできると思うが、現時点では考えていないとのことですね。これは、今町長も言われたように、助成制度を行っても転入効果が期待できないと考えてからの答弁ですか。

議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）（登壇）

先ほど町長が答弁申し上げましたのは、法的にはできませんよと、減免制度はありませんよと。ただ、方法として納税後、例えば100千円の固定資産税を納められて、そのうちから制度的なものいろいろあるかもしれませんけど、例えば30%は奨励金として助成をするという方法がございますということでございます。そういう方法があるのは私どもも承知いたし

ておりますけども、今のところそういうふうな制度導入は考えていないというのが町長の答弁でございました。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

それはわかっています。だから、なぜ考えないんですかと、なぜ考えないのかと。町長も人口減少はもう既に1,000人です、8年間で。今からもう、今の情勢を見直しもしない、調整区域の拡大見直しも何もしないかもしないということはどうして人口がふえますか。設定人口、ちゃんと設定してるじゃないですか、総合計画の中で。その設定計画が22年は1万8,900人が1万7,000人とか、そういう下がったやつをしとんなら何も言いませんよ、私は。だから、現在人口がふえてもいない、減っている方向にいつてるから、何か対策必要じゃないかといって、今制度をやったらどうですか。そりゃしませんて。じゃあ、どういう手を打つんですか。どういう手を打つのか、考えてないんでしょ。

議長（酒井恵明君）

答弁させます。企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

まず、第4次総合計画は18年6月に策定いたしております。まず、先ほど議員のほうから言われましたように、11年の時点で1万9,200程度の基山町としては人口が一番伸びとったときですけれども、総合計画を立てたときは人口がまだ右肩上がり、先ほど町長のほうからも前答弁いたしましたように、旭化成のマンションとか、そういったもろもろの続けておりました継続の事業を行えば、ある程度の人口の確保はできたのだろうと。それも第4次総合計画の中の人口増の要因の中には入れております。それから、大きな要因としましては、企業誘致を図って人口増もふやしていくという政策的なものも入れておりました。ところが、先ほどから19年の時点から人口が減少にいったという点につきましては、今までも何回も答弁させていただいてますように、今の大学4年生児の人口が中学時代が一番マンモスピークでありますので、その就職、就学等の人口でかなりの減少をしてきておるといのも人口減の要因の一つとなっております。

今後の人口増の対策としましては、企業が今度全部誘致ができたということで人口増が一

点は図れるんじゃないかなということと、短期的にはいろいろな施策で人口増を図っていきますけれども、町内企業の労働者を優先して定住化を図っていくという、そういうのも含んでおります。それから、先ほど住宅政策による助成金等の検討につきましては、現段階の中では考えておりませんでしたので、それはまだ研究する部分ではあるとは思っております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

じゃ、次に参ります。

町有地の有効活用についてでございますが、旧役場と役場、旧中央公民館の跡地についてでございますけど、具体的な計画はありませんと、こういう答弁でございました。現在は今実際放課後児童対策とか社協のほうが使ってるという状況でございますので、それは当然私も承知しておりますけど、これはもう中央公民館の問題でも役場の跡地でも、これは建物もかなり古いわけです。それで、この中央公民館については耐震調査も行ってないわけです、まだ。行ってない。これは耐震性のそういう疑問でもまだ解決しておりません。そこで今学童保育をやってるわけですけど、学童保育も、これは平成22年でしたか、法制度が変わっていくので、その対応も迫られておるという問題がございます。あれに修理代をかけるということももうできないと思ってます。それで、私はその点も含めながら、中央公民館についても、これは何とかしなくちゃいけないと。

それから、旧役場の跡の社協、社会福祉協議会が使用しとられることを、この両方ともこれは有効的に利用されてきましたと、これはもうわかりますけど、これは両方とももう建物はその後今役場の社協と放課後児童対策ももう10年、既に10年以上たってるんです。10年以上たってます。ですね。しかも、基山町の数少ない、市街地の中で中心部の中でありまして、これはもっと有効な活用方法はないものかと、そう思うんですが。答弁によりますと、考えておりませんということですから、もっと有効に活用方法はないのかどうか、私は本当はないのかなあと思ってるんですけど、例えば社協は、これは私の考えでございます。これは前天本町長のときにも私は一般質問出してあります。社協があそこの、今回また指定管理者制度で指定管理を受けましたです。憩いの家、あそこにでもいいから移転しなさいと。そしたら、行ったり来たりもせんでいいじゃないかと、こう行ったり来たり、距離を、事務所は向

こうであって、今の旧役場の跡にあって、こっちに現場、そういうことで、一緒に今の憩いの家に増築をやって、やられて、やって、うちがやるわけじゃございませんけど、やられて、一緒に仕事をしたほうが向こうも仕事も効率的にはかどると。だから、移転を私は早くから勧めております。今回もそれを持ち出したんですが、そういう方向をとっていただいて、あそこをあかすと。

それから、例えばあの跡地を売ると、民間企業に、民間に売却すると、値段によっては、そういう方法も考えて、やはり例えば売却するなり、例えばもう一つの方法としてはPFI方式によってやるのか、民間の資金力、ノウハウをもってそういうPFI方式を採用するのか、何らかのもっと有効的な手段をとっていただきたいと、もったいない。その点、町長どういうふうにお考えなのか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

この旧役場、そして旧中央公民館跡地というようなこと、これは原議員おっしゃるとおりだと私も内心思っております。しかしながら、ここでそれじゃああれもこれもと考えておるということを申し上げてもどうかということで、ここに具体的な計画はありませんというような言い方をしたんですけども、しかし議員のお口から出ましたように、社協、これはもう私も移したらどうかなという考えを持っておりますし、それからあそこに子育て交流広場、あれもどこかに持っていきたいなど。これを口に出すとまたいろいろ波紋もあろうから、きょうは申しませんが、内心そういうふうなことも頭の中では思っております。

それから、旧中央公民館の今の学童保育ですけども、これもあそこに建てるのも非常に環境としてはいいかなと、新しく耐震にすぐれた建物を建てるのもいいのかなというふうな気はいたしますけども、むしろどこかに持っていくとこがあれば、あそこはやっぱりフリーにしとったほうが、後の活用方法としてはいいかなというような、そういうことも含めて今検討はいたしておりますので、まさにあの2つは有効活用すべきだろうというふうに思います。

ただ、本当にあの場所として、我々としてはいい場所だと思うんですけども、あそこが民間がどういう利用の仕方をするのか、むしろちょっと聞いたところによりますと、取り壊し賃のほうが高いんじゃないかというような、そういうふうな話もちらっと聞いたこともござい

ます。そういうことで、総合的にやっぱり考えていきたいということでございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

それで、町長のお考えも大体わかりました。

それで、ちょっとぶしつけな質問でございますが、私全くその点まだ勉強してないのでちょっとお聞きしますけど、社協の分についてはわかりました。町長もそう思ってるというような今答弁でございます、移転問題は、で、何とか有効活用しようと、あの跡地を。

それと、学童保育でございます、今利用してる。あそこは建物も古い、耐震性の問題もまだ残ってる、そういう問題でございますので、あそこを学童保育を私は今の現在新しく建ちました小学校の校舎の前の中央公園、あそこにプレハブを、今プレハブといっても立派なプレハブもあります。かなり値段もしますけど、あその公園の一角に持っていかれる、持っていけるのかどうか、法的に、その点ちょっと私まだ勉強しておりませんので、できないということであれば、なぜできないのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

どっちが、だれが答弁しますか。質問はわかったでしょ。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

原議員のびっくりするような御質問で、ちょっと……（「とっぴな質問」と呼ぶ者あり）私もそういうこと考えたことがございませんでしたので、調べたことはなかったんですが、ただ正確なところは言えませんが、公園法でそういうことは多分できないんじゃないかというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

今の答えではちょっと納得できませんけど。今もう地方分権ということで地方は地方の特徴を生かしたやり方をやるということで、今どんどんどんどん変わってます。だから、前の古い考え方ではそういうのを基本に頭の中に置いてもらっては困るわけです、今後。どんどん条例は変わっておりますから。例えば、国の補助事業をしても、今まではなかなか耐用年数、借金の返済ができなければできませんと、ほかに使用の方法を、ほかのほうに使うこと

はできないと、使用は、ありましたけど、もう今変わってきたでしょ、いろんな問題で。10年経過したらええとか、いろいろありますね。じゃ、都市公園法によってできないんですね。それは調べとってください、ほんなら。それ以上聞きませんので。それはそれでもう一回研究しとっていただきたいと思います。そういうことで、とっぴな質問と言ったようにとっぴな質問でございましたので。

それで、私は、もう時間もございませんが、今町長がお答えいただきましたけど、何につけかんにつけ費用対、本当に大丈夫なのか、本当のこれいいかって、一つの人口増加の要因になるんだろうかと、それは心配もわかりますけど、心配して考えんで何もせんやったら、あんた何もないんじゃないですか。やはりあるときには勇気を持って決断しなくちゃいけない、基山町の将来のためにやはり決断をしなくちゃいけない、政策転換もきちっとやはり研究してやっていってもらわなくてはならないと私は思っておりますので、ぜひ今後は恐れずにやはりやっていただきたいと、やるときには、そういうことをお願いしておきます。

時間が余りありませんので、ちょっと次は急いで行きます。

まだまだいっぱい都市計画の問題についてはお聞きしたいことがありますけど、時間の都合上、やめます。

次の問題ですが、有効地がほかに活用するところありますかと聞いておりましたら、町有地の宅地は400筆ありますと、これは全然答えになっておりませんので。私は有効活用できるところの土地はほかにありますか。これ町有地の宅地が400筆ありますって、そりゃあるでしょう。しかし、本当に有効地を有効として使えるところがあるかという問題でございましたので、これはもう必要ありません。問題外です。

それから、保育料の拡充制度についてでございます。

これについては、今後町独自の補助制度をつくることになりましたが、今後検討をしていきますということでございますので、これはまたの機会に内容についてもまた質問させていただきたいと思いますので、ぜひその間に今度の質問前までには町独自の補助制度をつくる検討課題と言われておりますので、ぜひその点をよろしくお願い申し上げまして、これは終わります。

それから、最後になりましたが、このプロジェクトチームの問題でございますけど、これは非常に私は大事であると。今町長が答弁をされましたけど、現在月1回ないし2回の庁内調整会議を開催しておると。その中の一つの議題として検討していきたいと。その中の一つ

の議題で検討していきますという、私はそういうものでそんな軽々的な問題ではないではな
かろうかと思っております。人口の対策、人口増対策については、非常に広範な分野に至っ
て、それがしかも連動して初めて効果をあらわすという。これは、庁内調整会議とい
うのは課長さんたち全員が集まったの会合ではないかと認識しておりますが、そうではな
くて、例えば職員の中の若い方から将来的にもやはりそういう若い方を入れたり、例えば女性
の職員の方を入れたり、もっと大きく考えて将来いくなれば、民間企業とかそういう不動産
関係の事業の関係の方も一緒に入れた大きな問題として情報収集する、いろんな問題で私は
今基山町が行っているまちづくり基本条例の問題もありましようけど、そういう広範的なも
っと広い視野を持って、やはり私は役場だけの知識とか、そういう情報では私は不十分であ
るかなと感じております。それで、ぜひそういうものを含めたところで今後そういう会議の
設置を特別にそういう会議を設置していただきたいと思いますが、そのことについて町長の
御答弁を求め私の質問を終わらせたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

最初に、庁内調整会議というようなことをちょっと出しましたけども、私もそれだけでは
足りる問題じゃないということは十分認識しております。ということで、職員、若手も含め
た全員でやっぱり今後の基山を考えるということが必要だろうということで、全職員もとい
うようなので協議するというような、そういうことを申し上げました。しかし、それでもな
お足りない、外部からもやはり入れて検討するということは、それはまた別の有効なことだ
ろうというふうに思います。とりあえずは役場内でみんなで議論していきたいというふうに
思っております。（「これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました」
と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

以上で原三夫議員の一般質問を終わります。

ここで2時20分まで休憩いたします。

～午後2時11分 休憩～

～午後2時19分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開し、これより品川義則議員の一般質問を行います。品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

6番議員の品川でございます。

温かくなりまして頭が少しぼっとしとりますけども、よろしく願いをいたします。

通告をしておりました3項目について質問させていただきます。

質問事項1でございますが、小学校の英語教育について質問させていただきます。

文部科学省の新しい学習指導要領、これが変更になりまして、外国語を通じて言語や外国の文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうという、そういう態度を子供たちに育成をして外国語の音声や基本的な表現になれ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うとあります。また、これに伴っての研究開発校の取り組みとして、東京都の品川区では小・中学校9年間の一貫した系統的な教育課程や指導方法などを研究し、習熟度別学習、また小学6年生から教科担任制、小・中学校の教師の連携などに取り組んでおります。また、広島県では、英語科を新設した場合、幼稚園、小学校、中学校、高校13年間の一貫系統性のある教育課程において、そういった子供たちの授業の学習の研究開発に取り組んでいるところであります。

こういった教育の先進県と言われる箇所でもさまざまな取り組みをされとりますけども、佐賀県も教育県になろうということで力を非常に入れられると聞いております。この文科省の英語科の新設に伴いまして県内でも6つの小学校が推進指定校として英語活動が実施されております。先日の佐賀新聞の記事によりますと、神埼郡の吉野ヶ里町で研究発表会が行われております。公開授業を見学した小・中学校の教諭を交えての分科会による意見交換や文科省の教育課程調査官の講演会などが行われております。この英語活動の実施まで残り2年となっております現在、基山町、またこの近辺において子供たちの教育が今後どのように変わっていくのかについて質問をさせていただきます。

まず、質問要旨1、今後の計画はどうなっていますでしょうか。佐賀県での取り組み、また基山町での今後の計画をどのように立てて実施しようと考えておられるのかお尋ねをいたします。

質問要旨2、これによって授業時間はどのように変わってくるのでしょうか。週5日制になりまして非常に授業時間、また学校での授業、いろんな行事の時間の確保に非常に教員の方、また学校全体で苦慮されてると聞きますが、今後はどうなるのでしょうか。

質問要旨3、英語担当の教師の研修は行われていますでしょうか。今まで総合の時間ということで学習活動では担任が行ったりALTが行って英語に親しもうということで授業されとりますけども、この内容も各学校、また基山でも基山小学校、若基小学校によってそれぞれ違っていましたけども、今回の変更によってこの英語活動はどのようなのでしょうか、お尋ねをいたします。

質問要旨4、教育の地域格差や保護者の収入による学習格差が問題となっている昨今、基山町では英語教育を子供たちにどの程度までの習熟度を求めていくのでしょうか。また、どの程度の学習内容を与えられることができるのでしょうか。教育委員会としてはどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

続きまして、質問事項2、行政改革の進捗状況について質問させていただきます。

9月の定例議会でもこの一般質問で質問させていただきましたけども、今回は行政改革計画書の中の人材育成についてお尋ねをいたします。

人事考課制度が平成18年度から行われておりますけども、現在の実施状況はどうなっていますでしょうか。また、この人事考課制度運用の当初の目的はどれくらい達成されたのでしょうか。新しい制度の取り組みがどのように行われ、その結果がどう生かされていくのかと考えますので、お尋ねをさせていただきます。

次に、職員研修についてお尋ねいたします。

19年度の職員研修はどのような内容で行われましたでしょうか。その研修の成果はどうなりましたでしょうか。行われた研修によって職員の職務意欲は向上いたしましたでしょうか。また、業務の効率化は図れましたでしょうか、質問をいたします。

次に、人事交流について質問をいたします。

今行われておりますこの人事交流のこれまでの状況とその成果についてどうなっているのかお尋ねをいたします。

この人事交流について、今行われていますのは自治体単位の交流でありますけども、民間企業との人事交流は考えていらっしゃいませんか、お尋ねをいたします。

機構改革が行われ、改革のその後の検証は行われていますでしょうか。課の数が減り、また課内での異動、またいろんな人事異動もございますけども、そのことが検証をきちっとされているのかどうかお尋ねをいたします。

最後の質問事項3、町の人口増加対策について、先輩議員がさっきたくさん質問されまし

たけども、私も上げてますので、質問重なると思いますけども、よろしく願いいたします。

基山町の人口が年々減っております。10月31日で1万8,100ですか。11月30日で1万8,145人と、この1カ月でまたこの1カ月で人口が減っております。その中で、転出者の聞き取り調査というものが以前行われておりましたけども、その後その調査を生かし、また人口増をねらって対策はどのように立てられたのかお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

品川議員のお尋ねにお答えいたします。

1の小学校の英語教育については、教育学習課のほうからお答えいたします。

2番目の行政改革の進捗状況についてでございます。

(1)計画書の人材育成について、ア、人事考課制度の実施状況はどうなっているかということですが、

現在、人事考課制度につきましては、平成18年度から職員の能力開発、人材育成、やる気のある職員の育成を目指した人事考課制度の試行を行っております。平成19年度からは目標管理の研修を行っております。

この制度運用の当初目的はどれくらい達成されたかということですが、

人事考課制度につきましては、現在も試行運用を行っておりますけども、能力開発、人材育成等につきましては、徐々に成果があらわれているものと思っております。また、自己申告制度の導入により、やる気、やりがいの感じられる人事管理の実現に向けて現在努力しているところでございます。

2の職員研修についてでございます。

アの19年度の職員研修はどのような内容で行われたかということですが、

町村会主催の段階的研修、市町村アカデミーによる研修、町で実施する行政評価基本研修と研修受講者における成果発表などを行いました。また、研修の一環として小都市、鳥栖市との人事交流も行っています。

この研修の成果は、職員の職務意欲は変わりましたかということですが、職員研修の成果は上がっております。また、職務意欲も上がっているものと思っております。

(3)の人事交流について、ア、今までの人事交流の状況とその成果はどうでしたかということですが、人事交流の状況につきましては平成17年度、佐賀県市町村会1名、平成18、19年度、鳥栖市へ1名、平成19、20年度、小都市へ1名、平成20、21年度鳥栖市へ1名の人事交流を行っています。人事交流と言えるかどうかわかりませんが、文部科学省、厚生労働省、財務省のキャリアの方の派遣研修を受け入れて行いました。成果につきましては、能力等の向上が図られたものと考えております。

イの民間企業との人事交流は考えていませんかということですが、現在のところ民間企業との人事交流は具体的には考えておりません。

(4)機構改革後の業務の検証はできているかということですが、現在検証を行っているところでございます。

3の町の人口増加対策について、1の町の人口増のための政策について、ア、どのような政策が行われていますかということですが、本町は企業誘致を進め、平成20年度に工場用地が完売となり、今後の人口増に期待しているところでございます。また、これに関連する子育て支援関係の事業としては、19年度からは一時保育事業、20年度は病後児保育、認可外保育所への助成も実施しているところでございます。乳幼児医療助成についても、小学校卒業まで入院費助成を県内に先駆けて実施しております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

私からは、質問事項の1、(1)のア、イ、ウ、エ、これについて回答いたします。

まず、2010年に導入される小学校での英語教育についてでございますが、ア、今後の計画はどうなっているかということです。

まず最初に、2点について確認をいたしておきます。1点目は、小学校の場合、英語は教科にはなりません。したがって、その呼称、呼び方は英語教育ではなく、外国語活動と申します。これはあくまでも指導要領上の呼称でございますが、外国語活動と申します。外国語と言いますが、ほとんどが英語だと考えていいと思います。もちろん中国語でもいいわけでございます。

それから、2点目ですが、2010年度導入とちょっと書いてありますが、これはわかってお

られることだと思いますが、導入は正確には2011年になります。2011年、平成23年です。

今後の計画でございますが、平成21年度から、つまり来年度から22年度にかけては移行期間でございます。そして、平成23年度に完全実施されると、このようになっております。5、6年生が週1時間、年間35時間、外国語活動をいたします。ちなみに本町におきましては、21年度、来年度から5、6年生で週1時間、外国語活動、英語でございますが、これを行う計画であります。内容や計画は現在準備中でありまして、原則、当初は両小学校とも同じ要領計画で行うつもりです。

イでございますが、授業時間はどう変わるか。外国語活動の時間が1時間ふえることによりまして、それに対応して従来ございました総合的な学習の時間が1時間減ることになります。そのほかにも5、6年生では理数教科の充実を図るために、全体として週1時間ほど授業時数がふえると考えております。

ウ、英語担当の教師の研修はどうかということでございますが、小学校は専科制でございません。中学校のように専科制でございませぬので、外国語活動をするのは基本的には担任でございます。そこで、すべての教員が昨年度から21年度にかけて3カ年にわたり3日間の研修を義務づけられており、現在もそれが続いている状況でございます。ただ、多くの教員が自主的に外国語活動の研修会や研究校の発表に参加をしております。議員先ほどおっしゃったように、ついせんだつては吉野ヶ里町の東脊振小学校で文科省指定の研究発表会がございました。これには私も参加をいたしましたので、後ほどちょっと申し上げます。

エでございますが、この英語教育は児童にとってどの程度までの習熟度を考えているのかと。

この問題は非常に難しい問題だと思えます。指導要領上では、外国語は教科ではないものですから、あくまでも外国語活動であり、外国語、この場合英語が主でございますが、の習熟が目的ではありません。議員も今言われましたように、あくまでもコミュニケーション能力の素地を養うことが目的であり、聞く、話す为中心になります。外国語の音声やリズムになれ親しみ、中学校で学ぶ英語に期待感、意欲、関心を持たせることがそのねらいとなります。文科省からは5、6年生全員に教材として英語ノートというのが配付されます。副読本とまではいきません。ノートですから。それによりますと、5年生で135、6年生で150の単語が使われております。この程度と考えていいかと思われます。

私が冒頭で非常に難しい問題であると申しましたのは、今の国内では英語特区などという

ところがございます。ちょっと品川のことお触れになりましたが、そういうところも出現したりして、全国的にはその取り組みが非常にばらつきがございます、温度差が見られます。また、幼稚園などにおいても早期教育が見られるなどということを考えますと、この取り組みはもうほとんどばらばらでないかと。ただし、そのために学習指導要領がありますものですから、子どもはそれに従って進めていきたいと、このように考えておりますが。

私が参観しました東脊振小学校におきましては、1年生から6年生まで英語活動取り組んでおりました。小学校だけの専任のALTが町単で3人雇用されておりました。これにはやっぱり参加者みんな驚いておるようでございますが、まさにここで均等であるべき義務教育にやっぱり格差社会が見え隠れするんかなと。ただ学力への影響はどうかなという点もございます。中には余りもう過激になって、中学校に入ったときに英語嫌いができりゃせんかということも文献などにも載ったりしておりますし、必ずしもどうかなという疑問点はございます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

2回目でございます。

移行期間です、2年間でもう既に計画をされていて、その学習が始まるようでございますけれども、今の総合的な学習の時間、この時間で行われているんですけど、若基小学校が外国の生活に触れよう、5年生です。6年生がALTから見えてくる世界ということでありまして、今はALTの方がされておりますけれども、この英語学習になった場合は、ALTじゃなく先生が担当されてこの学習をされるのでしょうか、それともALTの制度を使った方法で、今のと変わらぬような方法でされるのでしょうか、教育長、お願いいたします。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

これは、あくまでも担任が英語活動を行います。今、ALT確かに両小学校に派遣しておりますけれども、これは限られた時間でございます。あくまでも中学校が雇用している者プラスアルファということでやっておるんで、このALTがずっと両小学校に入るとい

は、今のところそういう措置はしておりません、これにはかなりの予算がかかるものと考えられますので。今言いましたように、あくまでもこれは原則的には担任が行っていく。そのために3日間の研修をずっと続けてきたと、こういうことでございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

日本人、こういった言い方は悪いかもしれませんが、ALTでなくて教師がするということになると、目標、体験的に理解を深め、コミュニケーションを図ろうとする態度の育成ができるのかどうか。また、こういった基山町においてコミュニケーションを図ろうとする態度の育成というのは、実際にそういった外国の方と接して、そういった機会をつくらないとなかなか学校で日本人ばかりいる中で、家庭に帰っても日本人で、全く外国人の方と触れる機会がないこの基山町において、その唯一授業の中で、学習時間の中でALTと会話でき体験できる初めての5年生、6年生、ただそういった体験ができるという機会を失うことになるんですけども、その辺については教育長としてはできれば今までの制度で、できれば先ほど言われたALTの人員をふやしていただいて、学校生活の中だけでもそういったコミュニケーションとか、なれ親しむとか、外国の文化に触れるような機会をつくっていただきたいというお考えをお持ちでしょうか。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

おっしゃるようなことができることが一番いいことでございます。ただ、先ほどの回答の中でも申しましたように、これはもうしっかりと英語の習熟度を図るということが目的ではございませんで、外国の文化、外国語になれ親しむ、コミュニケーション能力を高めると、こういうことが指導要領で言われていることでありますので、必ずしも英語が非常に習得できるということをねらうつもりはございません。ただ、そういう文化や英語に触れるということに関しては、やっぱり外国人、アメリカ人ですか、米国人などのほうがいいんじゃないかと思いますが、この後、そういう予算措置ができれば、それにこしたことはございません。

もう一つは、町内には英語に堪能な方とか、外国人の方がおられるかどうかまだ調査しておりませんが、そういう方がおられましたら、そういう方の援助をお頼みしたいような、そ

ういうシステムができればなど、このようにも考えております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

今のALTの予算の面とかあります、またこのことについては3項目の人口増加対策で教育を目玉にした人口増加を目指す中で再度最後に質問させていただきます。

この外国語活動で時間がふえると、理数系、そこでまた時間がふえるということになりますと、総合的な学習の時間が1時間減りますけども、これは基山小学校の場合、6年生で40時間、英語に親しもうということであるんですけども、この時間が丸々なくなってしまうのか、それともほかの今の20年度の計画ですと弥生の暮らしを探ろうとか社会科の授業が減っていくのか、それともパソコンの学習の時間が減ってくるのか、どの時間を1時間減らそうとお考えでしょうか。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

それは、両小学校において考えることであります。私どもがどの時間、どの活動を減らしなさいということは別に考えておりませんで、学校長のほうが担任とよく考えて、過去の活動を反省した上で、それはどれを減じるかということは決めることであります。ただ、間違いなく1時間そこから時間をとらなくてはならないことは事実でございます。これは学校に任せます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

この件に関して、どの時間を減らすかということは、教育委員会として、この資料は教育委員会からいただいたものですから、それはまたどれを減らすかはまた学校からある程度資料でそのままで、その後、いや、これではと言われることはあるわけですか。それとも、もういただいた学校の計画どおりでそれぞれがそれぞれのことをされるわけですか。

実際、この内容は違うわけですよ。違ってくると、やっぱり時間も違いますし、週1時間減ってくると相当な数の変化が出てくるんじゃないかと思うんですけども、例えば若基小

でパソコンを減らす、こちらでは社会科の授業を減らすということになると、今度はパソコンの、今からの社会ですとパソコンに対する取り組みはやっぱり時間をかけてしないといけないと思うし、なると変化が、格差が出てくると思うんです。そうなった場合、やはり保護者の方は非常に敏感であると思うんです。そういった場合、そういったことが起きたこともあると思うんですけれども、そういった向こうから出されたことに対しての指導をされるのかどうか、そういったことを踏まえてお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

私どもが学校から上がってまいりました計画について、異論を言うことはほとんどありません。学校は児童の実態、教科の進みぐあい、いろんな状況を勘案した上で計画を出しますものですから、それによほどのことがない限りにこちらからそれを指導するということは考えておりません。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

わかりました。

では、習熟度について質問させていただきます。

習熟度をどこまで、これは本当に難しい問題だと思いますし、ただその基山の子供たちにどこまでこの英語活動を通して外国に親しんでいただきたいのかということと、進んでいる、研究されているところでは9年間一貫して取り組んでいこう、広島では13年間一貫してできるようにしようということなんですけれども、基山町も学校が小学校2校、基山中学校1校ですから、連携は非常にとりやすいと思うんです。保育園も狭い町内ですから、そんなには意思の疎通ができないという状況ではないと思うんですけれども、そういった一貫性の、9年間、また保育園を入れて11年間、そういった一貫した教育と系統性のある教育に取り組まれる考えはないのでしょうか。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

先ほどの答弁でも申し上げましたように、一貫性とかA L Tをたくさん導入するとかって
いうことにつきましては必ず費用がつかまとうものでございます。これがうまくいくなれば、
そのようなことを考えていきたいと思いますが、一貫性につきましては今のところ考えてお
りません。ただ、両小学校、同じ内容、要領で当座は行きたいと。導入1年目ですから、も
う移行期間中が2年間あります。その間にいろんな意見が出てまいりますと、それを勘案し
ながらまた教育委員会でも方針を考えます。とりあえずは基本的には指導要領の範囲内でい
きたいと。幼稚園からの一貫性、ましてや9年間等々のことは今のところ考えておりません。

ただ、いろんな取り組みをしている学校、地区、都市がございまして、特区などの。これに
は必ずリスクが伴うわけです。というのは、時間数をふやさなくちゃならない。今でさえも
子供たちは6年生になりますと6時間、ほとんど。大変な時間数でございますが、英語の特
区などになりますと、それにプラスアルファの英語の時間を加えるわけでございます。この
辺も十分に考えなくちゃいけないと。やっぱり、そういう時間をとるなら、どこかの時間を
外していかななくてはならない、こういうこともありますので、移行期間中に十分に資料を集
め、実態を調査して、また一貫性等については考えてまいりたいと、このように考えます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

できれば、一貫性を考えていただいて、教育の公平性っていうのは大事だと思うんです。
また、先進したところにはやっぱりそんだけのリスクが、リターンがあるから、いい分もある
から、やっぱりその反動で悪くなる部分もあると思うんですけども、やはり均等制の公平性
とかっていうの、レベルをどこまで持っていられるのか。だから、文科省が言うこの要領で全
国並みのレベルでいいのか。ただ、この基山町の環境で置かれた場合とか、保護者の教育レ
ベルっていうのは非常に高いと思うんです。それにこたえるだけのやっぱり学校としてのそ
ういった授業内容とか、そういった習熟度を指すものがなければ、やはり保護者とか子供
たちに、今後の子供たちに与える、均等にやっぱり、受けるほうも均等にあると思うんです
けども、与えるほうはやっぱり高レベルの均等制を持たせて、やっぱりしていかなければい
けないと思うんですけど。

先生たちの研修が3年間で3日間ということになりますと、下手すると1年間で1日です
よね。3日間連続かもしれませんけど。個人的にされてる先生もいらっしゃるということ

すし、逆に言うとされてない先生もいらっしゃるということですよ。そうすると、そういった熱心な先生でなくて少しほかのことで忙しくてできない先生もいらっしゃると思うんです。ここで先生のやる気とかいろんな許容範囲、そういったものがより求められるんですけども、今学校にもいい先生がそろっていらっしゃると思いますけども、以前お聞きしますと、教師のスカウト制、教師なり校長先生がその先生をスカウトするという制度がとられてたと思うんですけども、実際基山の学校でそういった先生をスカウトされたことがあるのかどうかお尋ねをいたします。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

英語活動の授業を行うのは、あくまでも5、6年の担任でございます、原則担任でございます。これにALTをどのように組ませるかというのは今後の計画でございますけれども、当然小学校にもALTが入っていくと思います。もちろん専任ができますれば、これは全く話は別でございますけれども、今のところは中学校のALTを派遣するのかなと、ことやってますように、そういうことになるとは思います。

それから、担任はやっぱり一生懸命、英語が今度入ってくるということでやっぱり文献を買ったり参考書を買ったりしてやっておりますし、教育委員会の指導としても研究会、研修会には進んで行ってくださいと、こういうことを言っておりますので。ただし、今の5、6年がやっても、次の年には何年生になるかわかりませんから、これはあくまでも対象者は全員です、教師全員にそうしなさいと。

次に、何ですか、先生の希望ですか、いわゆるFA制度なんです、FA制度。応募指名制度。これはあっております。昨年の実績としては基山中学校にFA制度によって1人人材を確保して、現在この教師が前から覚えておられますか、主幹教諭、この主幹教諭に任命されております。非常に人材でございます、活躍しております。ですから、例えば吉野ヶ里町が来年までと思います、3カ年の計画だったと思いますが、吉野ヶ里町のように本町の両小学校のいずれかが文科省の英語の指定を受けたいと、こういうことで手を挙げますと、そこにFAとして先生を呼ぶという格好も成り立つわけでございます。よろしいでしょうか。

議長（酒井恵明君）

いや、教育長、スカウト制そのものは問われてる部分、考えられてるかどうかということ。

教育長（松隈亞旗人君）続

うちがですか。

議長（酒井恵明君）

うん、教師のスカウト制っていうことで。

教育長（松隈亞旗人君）続

今、議長さんのほうから指示がございましたが、本町でF A制度を受け入れるかということでございますが、それは学校の実態、学校の希望を受け入れて、校長と話し合いの上で決めたいと思います。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

今回なぜそういうことを、教師の先生のことまで話すかといいますと、やっぱり教育長と私と考えが違うかもしれませんが、私やっぱり学習の習熟度、これをもう少しどんどん求められるものを与えていけるような環境を私たちはつくっていかなければならないと思ってるんです。大阪府知事の話で、全国学力テストですか、あれの公開ってこと非常にもめておりますけども、公開することに本当にリスクはあると思うんです。ただ、あれをうまく使えば、その地域とか、また環境がいい競争意識が生まれて、より上がってくるということもあり得ると思うんです。それは、回りの環境がそういうふうな方向で持っていけば、保護者と学校と、また教育関係者が話し合って、そういうふうな過度な競争を生まないような理解を求めていければ、この全国学力テストの結果の公表というのはうまく使えるんじゃないかと思うんですけども。

実際格差が大きく取りざたされております。発表されたのでは佐賀県はどうか、この基山の学力程度がどうかかわかりませんが、町の規模、市とか町とか村、それと政令指定都市とか久留米みたいな30万超える中核都市というものでは、余りそれぞれの学校の差は出てないんですけども、県別によると大きな差が、格差がもうそれぞれ固定されてるという結果も出てます。

もう一つは、公立、基山にあります公立と、それから国立、私立、この格差が非常に大きくなってるのが問題になってるんです。ポイントで言うと、20ポイント、点数で20点、20点の平均的に差が出ているということになると、県内の公立学校では基山の環境はそこそこだ

ろうけども、実際の全国レベルで考えてみると、やはり余り高くはないということも想像できると思うんです。基山のこの周り、環境が来ると、私立のほうが小・中学校もありますし、町内にもあります。鳥栖にも一貫制できました。基山小学校、若基小学校の上のほうからそういうところへ抜けていってしまうということになると、基山中学校の今度レベルが保てるのかどうか、小学校でリーダーとしてやってた子供たちが全部よそへ行ってしまって、後の基山中学校また新しいリーダーを探さなきゃいけない、つくらなきゃいけないということで、じゃリーダーができるのか、できるとできないんでやっぱりその学年の子供たちの学習、成績というのも非常にかかわってくると思うんです。そうすると、やはり公立ではありますけども、予算面も非常に大変でしょうけども、やはり国立とはいきませんけども、私立程度に負けにくいぐらいの環境を与えてやらないと、基山の子供たちの学習する権利をつくれないというのは非常に問題ではないかと思えますんで、この習熟度、英語活動をいい機会として全体の習熟度を上げるような環境ができますように要望して今回の質問を1問終わりたいと思います。

次に、行政改革の進捗状況について質問させていただきます。

18年度から能力強化シート、こういうものを使って人事考課制度を行われておりますけども、いろいろ調べてみますと、人が人を評価するというのは非常に難しいと言われてる方もいらっしゃいますし、そんなことはできないと言われてる部分もあります。評価できるのは、人がした仕事の成果についての評価はできるということが言われております。この役場の中でも職務について困難な部分と、仕事の内容も困難度が高い部分、それと日常的でそれほど困難性はない部分、そういうものが評価シートを、資料いただいたんですけども、この中に含まれているのか、それは仕事の困難性というのもこの評価の中に、だから8時から5時までできっちりやられて、それがどうやってはかれていくのか。同じ、例えば住民課ですと、住民課の仕事を同じようにやってどこに差が生まれてくるのか。やっぱりその成果の目標はきちっと決められていると思えますし、そうであると思うんですけども、それぞれの職員が行われている仕事の困難性というものも、この人事考課制度の中に含まれているのかお尋ねをいたします。総務課長。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の御質問ですけれども、今行ってる能力評価シートについては、その職場の困難とか、そういった難易度等は入っておりません。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

その困難性が入っていないということになれば、例えば新しく事業を始めるという、そういう制度の創設とか長年の懸案である事項に取り組んでいるところが、なかなかはかどらないということになると、遅いから評価が下がってくるとか、その辺のところもなかなか難しいと思うんですけども、そういった困難度、それからより難しい問題とか行政全般に貢献をされたとか、そういったものの能力シート、そういったもののチェックの仕方を検討されると思いますが、変更とかは考えてられないでしょうか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

能力評価シートにつきましては、能力の開発、人材育成、やる気を発揮させると、そういったことございまして、今後ここに書いておりますように、平成19年度から目標管理制度ということの研修を現在行っているということで書いておりますけども、難易度とか、そういったその職場の仕事の難易度、そういったまた今度目標、年度の、そういったものは今後目標管理制度を実施することで、そういったものをつけていきたいと。まだこれ研修段階ですので、なかなか実施まではいっておりませんが、今後そういったことを研修を重ねながら実施をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

今の答弁でありました目標管理の研修というものについて詳しく説明をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

目標管理制度につきましては、まず町長が例えばその年の方針なりそういったものを出します。その出した後に、各課長がその職場の到達目標と申しますか、そういったものを出し、それを職員のほうに流し、職員がその目標に向かってどういうふうにしていくかというのを職員からまた上げて、それを課長、担当職員、そういった者が話しながら、その目標に向かって実施していくと、そういったものでございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

いろんな新しい制度の取り組みされておりますけども、人事考課制度も行われております。目標管理の研修も行われ、そういった計画をされておりますけども、そういったものの検証というものは1年間されて行われてるんですか。それとも半年ごとに、途中でも検証をして、うまくいってるかいかないのかしながらやっていくのか、3カ月単位でされているのか、新しい取り組みの検証はどれぐらいの期間でされているのでしょうか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今のところ、能力評価シートの検証等はまだまだそこまではいっておりませんが、今後そういった検証等はしていきたいとは思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

それと、それからこの考課制度の評定の考課者、被評定者が規定、基山町職員の勤務評定に関する規定の中で、別表であるんですけども、技能労務職などの場合は担当係長が第1次考課者、担当課長が第2次考課者となっております。係長級になりますと、第1次考課が担当課長で、第2次考課者が副町長となっております。課長級、参事の場合は第1次考課者が副町長で、第2次考課者が町長ですけども、これはどうされるんですか。かえられるのか、

このままでいかれるのか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

その点については、今後変えていかななくてはいけないと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

この人事考課の査定が10月1日ですから、来年の10月ですんで、早期に改定をしていただきますようお願いをいたします。

次に、職員の研修について質問をさせていただきます。

この資料をいただきまして、市町村アカデミー主催の研修内容でお聞きしたいんですけども、この研修に行かれた方の成果発表会というものが行われて、五十数名の方が参加されておりますけども、この市町村アカデミーの主催の研修内容というものが、内容を説明いただけませんか。どういう職員は研修を受けられたのか。成果説明があつてと思いませんんで、聞かれてると思えますけども。

議長（酒井恵明君）

各研修の内容ですか。（「いえ、市町村アカデミー主催の研修が1回だけあっておりますんで、それについてです」と呼ぶ者あり）総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

その研修は魅力あるまちづくりについての研修をしております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

研修を1年間行われて、職員の方が39名参加されております。このうち3回、10名参加され、パソコンのオフィス2007のアップグレード研修とかエクセルのオーヂオ研修、仕事で役立つエクセル研修ですから、これは職務の中のことなんですけど。運用面でのパソコンの研修だと思ふんですけども、それ以外を外すと29名です、職員の方で研修行かれてるんですけ

ども、この全職員数の中で29名の年間研修行かれてるということですけども、この数、それから内容についてはどのように思われてるのでしょうか。これでいいと思われてるのか、もう少し予算を計上して多く行かせるとか、それとも、いや、もう少し減らしたほうがいいと、厳しいからもう少し減らして自分で個人でやってくれと思われてるのか、その辺のところいかがでしょうか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

29名の研修が多いか少ないかということですか。これは、段階的に中級とか初級とか、そういうことで行っておりますので、町村会なりが人数の割り振り等を行ってきます。それに基づいてしますので、それに基づいて来た分については、必ずその人間は研修にやるようにしております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

次の、人事交流について質問をいたします。

今、人事交流が答弁によりますと鳥栖と小郡で行われておりますけども、この研修ですけども、職員の方は例えば建設関係の職員が例えば鳥栖市の建設関係の課に行かれて研修されてるのか、全く課のことは抜きにして研修に出されているのでしょうか。また、帰ってきた方は、例えば小郡市で入っていった、勉強してきた研修の課に配属がされているのか、それとも全く別のところへ配属をされているのかお尋ねをいたします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

基本的に人事交流の研修につきましては、相手方の市、それと基山町が一応どういった分野に派遣できるかということをもまず検討しまして、その後職員の募集、手を挙げさせるといいますか、希望者を募って、またその中において希望者、例えば4項目なら4項目の課なり係を出して、その中から希望させて、そこに行かせるようにいたしております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

そして、例えば帰ってきたら、同じ基山町で例えば建設課へ行っとして、また建設課に配属するかどうか。（「それは、人事関連やけん、私は」と呼ぶ者あり）言われへん。だれが。ちょっとその辺まで。

総務課長（大石 実君）続

済みません。帰ってきた後の職員のどこにやるかということについては、ちょっと私のほうでは、以前は町長、副町長が決めてらっしゃいましたので、そのあたりで適正に人事異動をされてあるものと思っております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

では、その人事されてる町長にお伺いいたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

せっかくよその市で勉強してきたということもございまして、できるだけそれが生かせるようなところで帰ってきて仕事するようには配慮はしております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

わかりました。

次ですけど、民間企業との人事交流は考えてませんで、考えてないということですけども、この行政の仕事というのは、本当に究極のサービス業だと思うんですけども。今から本当に住民課窓口以外でも職員の方が多くの方と、町民の方と触れ合って協働のまちづくりを進められていると思うんですけども、先ほど質問した研修内容の中には、そういった業務のことはできるんですけども、そういった接客とかサービス精神の育成とか、そういう行政の、市町村の主催で行われてるんで、そういうのではないと思うんですけども。であるならば、やっ

ばり住民の方が求められているサービスをどうやって行えるのかというのは、仕事をきっちりできる部分と、それからどう対応できるか。にこやかに返事を、おはようというあいさつをいただくのか、いきなり紋切りでされるのかっていうのも非常に大事だと思うんです。そういった職員の研修が必要だと思うんですけども、そういった場合、民間企業に入られて人事交流されてるならば、民間の町内にも大手の企業がありますし、また民間で行われてる研修事業もありますんで、そういったところへ研修で派遣されることはお考えないのか、町長、お答えをお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

町長とおっしゃったですね。（「はい」と呼ぶ者あり）町長。

町長（小森純一君）（登壇）

民間との人事交流、これもある意味効果があるというふうに思っております。実際の仕事、内部的な面はそここのところ1週間かそこらではなかなか把握できないというような面もあると思いますけども、一番やっぱりそれが身につくというのは、やっぱりおっしゃったように接遇なり接客というような、そういうところでは勉強になるのかなというふうには考えております。しかしながら、具体的に今それはやっておりませんが、ただ、特に新しく入った、それからそうじゃない定期的というかこころ合いを見計らっていわゆる研修といいますか、講師をお呼びして接遇の研修をしてみたりというようなことは行っております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

国のほうも民間企業と人事交流をするということで大々的にされております。財政環境も今までのものとかわって、民間のようなわかりやすくするような財政の報告の仕方、発表の仕方を用いられておりますので、そういったところを長期にわたって研修していけると、業務にも非常に役立つのではないかと思うんで、十分お考えいただきたいと思っております。

次に移りますけども、機構改革の業務の検証でございますが、課の統廃合でかわりの仕事が大分入りまじっておりますけども、もう1年近くたとうとしておりますが、その辺のところを私以前お尋ねに行ったら、その仕事はまた別のところへ移りましたと言われて、そこへ行きますと、うちの部ではまだ資料はございませんと言われて、これから検討していきますと言われて、じゃあ前の人のがやってた仕事はどこになりますかという、前の課の方がいっ

ばい持ってこられて説明をされたんですよね。これが半年前でした。こういったように、検証というものがいつ行われてるのか、人事異動があって、その職員がその仕事、例えば福祉からまちづくり推進課へ行けば、全く用語も違いますし、会う方も違います。また、仕事の内容も変わってくると思うんですけども、人事異動で移った方、職員の方がどれぐらいの期間で新しい課の仕事の習得までの猶予期間、移った瞬間からもうその仕事を100%はお客様の住民の方は求められると思いますけども、まだ来たばかりですかということの猶予期間はどれぐらいお考えでしょうか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

先ほどの品川議員の半年前に来て職員がわからなかったということは、非常にまことに申しわけなく思っております。

基本的に猶予期間とはないのじゃないかなと、先ほど品川議員がおっしゃいました、かわればそこで100%行わなければならないのではないかと思っております。ただ、そううまくいくかどうかちゅうのはちょっとわかりませんが、私どもの考えとしてはそういうふうに、かわればそこでその仕事はしなくてはいけないということの基本的には思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

それに関連して、事務が異動した場合、その関係資料、今まで起きたことの資料はどういった管理をされているのか。パソコンの中でどこでも開けるようになっているのか、それともファイル1冊でこれを異動させなければいけないのか、どういう状況で事務が移ればその関連の資料はどうやって異動されているのかお尋ねをいたします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

文書等につきましては文書ファイルシステムというのがありますので、それはもうすぐ移

せるようになっております。ただ、パソコンあたりはただ担当課同士が多分、多分ちゅうかやりとり、それでしてるものと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

機構改革をせつかくすばらしくされとりますので、その事務サービスがうまくいきますように、今後とも御配慮いただきたいと思っております。

最後の町の人口増加対策について、原議員がいっぱいされたんで何もありませんけども、答弁にもあったと思うんですけども、工場誘致が完売して、その企業の方に定住策でお願いしたいということなんですけども、その人口増をどれほど見込まれているのか、想定の人口がどれくらいふえてくるんだろうかということをお考えでしょうか。企画政策課長、お願いいたします。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

企業関係の労働者の定住化については、まだそこまではやっておりません。今よその市町でそういうのを条例化して建物を建てて、そういう定住化を図っているところを今後研究するように今段取りをしているところです。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

ぜひふえますようによろしく願いをいたします。

また、答弁の中で子育て支援関係の事業として一時保育事業とか病後児保育、認可外保育所の助成ということで県内に先駆けて行われたということなんですけども、その成果がどれくらいあらわれているのか、この制度が乳幼児医療費助成、本当県下でも最初のころされたんだと思うんですけども。人口増加対策でどんな政策が行われているかということで、そのお答えがこれでしたので、この政策によっての効果を調査されているのか、調査されていれば、ふえたんじゃないかというお声が、私はこの町にこの政策で来ますという例えばお声があれ

ばいいと思うんですけども、その辺のところはいかがでしょうか。これはだれに聞いたらよくわかるんですか。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

この政策への取り組みにつきましては、議員のほうから初め質問がありましたように、アンケート調査等を行った中の取り組みとして事業に入ってきていると思います。ただ、そのアンケートの調査につきましては、総合計画を実施する段階である一定時期に転入転出者によるアンケート等をとって、その分析をした中でこういう事業に取り組んでいっております。ただ、その検証につきましてはなかなか数字的に見るところもあっておりませんので、検証等については実施をしておりません。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

今のように企業誘致によってもなかなか人口増が目立ったところが見えてこない市町村は難しいと思います。こうやって子育て支援の策もなかなか、他町村もだんだんおくれればせながらいろいろされておりますし、基山町以上の政策を打たれるところもあると思います。ですから、どの政策が一番手っ取り早いとか効果が上がるかということはなかなかわかりたいと思います。先ほど質問されました原議員のように、都市計画の見直しをして、宅地をよりふやすべきじゃないとかいろんな案はあると思います。

私もその中の2つの案として、この前の研修行かせていただきました四国の黒潮町の、行きますのでいろんなホームページを見させていただきます。そこで、移住交流支援ホームページというのがありまして、空き地と空き家の情報を役場のホームページの中に入れてあるわけです。それを町としては管理してるだけで、あとの交渉は地元の不動産屋さんとか窓口として町が動いているということで、これだったらホームページ、今町もありますし、その中に1項目なり加えてすれば町の取り組みとして目に見えてくるもので、1件でもこういうものがあれば、1軒ふえれば4人ふえるとかということもあるんじゃないかと思ってます。

もう一つは、北海道の追分町では定住促進のど～も・ど～も条例と、条例までつくっているような支援策を打ち立てておられます。これは費用がかかります、いろいろお祝い金とか転

入の奨励金とかいろんなことお金がかかりますけども、こういったこともされております。これを引いていくと、身近の熊本県の上益城郡、ここでは5つの町が連携して一つのホームページに、1つの町のホームページを開けば近隣の町村の定住政策というものが紹介されておりまして、その中にも宅地とか空き家の情報が載っております。それをもっと引いていくと、空き家情報といって全国の自治体がこれに参加されて、空き家の情報、空き地の情報を町内の情報出されております。基山町内にも空き地も空き家もたくさんあると思うんで、政策としてよそもされてるから余り当たらないとは思いますが、何かの手を打たれることが私は重要だと思っておりますので、一つの提案として御提案させていただきます。

私が一番していただきたいのは、先ほど教育長にもお願いをしましたALTの話でございます。英語教育というのは、これから本当に重要になってきますし、それから外国語ということを考えても、英語ではなく中国語でも需要はたくさんあると思います。そういったものを必要とされてる保護者の方、また家庭も多くあると思いますので、ALTというすばらしい制度が今行われておりますので、英語活動ではありますけども、またこれが先ほどお願いした一貫制であれば、中学校であれば確実な授業としてなりますので、予算面でなかなか厳しいというお話ございましたので、何とか基山町をアピールすると、教育の町というものも非常に一番町にとって税収の上がる年代の方がお見えになると思いますので、また活気づく、若い方が入ってこられるというのも、高齢化に逆行するいい政策ができるのではないかと思いますけども、一つのきっかけとして、このALT政策に予算の増加、倍増、3倍増とかというものはお考えになりませんか、町長お願いいたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

この人口増といいますか、減を食いとめるというようなこと、これは本当に先ほどから私も申しておりますように、大切な部分だというふうにもう本当に頭から離れないようなというようなことでございます。しかしながら、これは本当にその原因といいますか、そしてその対応策といいますか、原因としてはやっぱり、これを言っても仕方ないことなんですけども、やはり急増した、12年までにもう急増したりアクションというようなこともありましよう。それから、景況、そして今の時の流れといいますか、一時はやっぱり一戸建てというようなことで基山にお見えになった方が、今度はもう高齢化されて、むしろマンションの便利

なところがいいんだというような、そういうこともございましょう。それから、周囲の状況といえますか、今や鳥栖市が非常に元気でございます。その辺に流れておるといようなこともございましょう。そういうことを踏まえた上で、本当にどうしたらいいのかということは考えていかなきゃいかん問題だと思います。さっき原議員からも出ました市街化区域の見直しとか、それから今品川議員がおっしゃいますPRの仕方なり、それからやはり福祉、教育、この辺も大事な部分だと私は思っておりますので、この辺のALTに関しましてはまた教育長とも十分話し合いましたと考えていきたいというふうには思っております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

町長、大変期待をしておりますので、よろしく願いいたします。また、教育長、今の御答弁を聞かれて強く要望とされることを強く望んでおきます。

それで、やはりこうやって町の人口増加と活性化ということで、やはり多くの子供たちに住んでいただくと、町は自然と活性化できていると思っております。そのためにも、やはり教育に特化した町であるということもやはり町の売り込みの言葉としては非常に素晴らしいと思います。そのきっかけとして、教育長に求めるのは、全国学力テストの成績の公開。前回答弁したときは、学習に、先生たちに取り入れてもらって、資料として使っていただくということですが、いろんな資料によると44%の先生しかこの資料を使ってないと、約半数の方はお使いになってないということでは求めるところは今度は保護者とか、その周りの方にお願いをしたいと思っておりますので、そういった情報を与えていただいて、刺激をどんどん与えていただければと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

以上で品川義則議員の一般質問を終わります。

ここで午後3時40分まで休憩いたします。

～午後3時30分 休憩～

～午後3時40分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

これより大山勝代議員の一般質問を行います。大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

1番議員の大山勝代です。きょうの最後で皆さんお疲れかと思えますけども、どうぞよろしくをお願いします。

10区の方も多数見えていらっしゃいますので、頑張らせていただきます。（「はい、頑張ってください」と呼ぶ者あり）

早速質問に入らせていただきます。

春ごろでしたか、小倉の田中鉄工所前を車で通っているときに、1区画あった田んぼが宅地造成されていました。そして、そこは神の浦ため池を農業用水として利用されていた最後の1カ所だということを知りました。このため池は、町有地だということです。それならば、長年の地区住民の願望であったこのため池を埋め立ててほしいとの思いが募ってきました。それは、私だけではなく、住民、地区住民すべての思いです。そこで、1つ目の大きな柱です。このことは、2番目に詳しくお聞きするとして、まず第1の質問です。

原議員の質問とも重なりますが、基山町の主な町有地がどこにあって、それをどのように有効活用する計画があるのかをお聞きしたいと思います。

そこで、神の浦ため池についてです。せんだって、町のほうに10区住民の総意として陳情書が提出されていると思います。地区住民の要望は後ほど詳しく言いますが、現在町としてこのため池をどうしようとお考えなのか、またそれが現状維持でほうっておくというふうなことなのかお聞きしたいと思います。

次ですが、しかしいずれこのため池はいずれは埋め立てられることと思います。地区住民としては自分が住んでいるこの近くの公の場、町有地にこんな都合のいい施設があったらいいのになと、それぞれ思っています。ところが、もし行政サイドだけでいつの間にかある施設をつくってしまって、近くの人には余り利用できない、しないで現在に至っているということがないように、今後住民の要望をよく聞いて、計画を進ませていただくようお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

次に、循環バスの運行改善について質問します。

御承知のように基山町のバスは園部線、けやき台宮浦線、小松小倉長野線の3路線があります。平成12年から始まり、もう10年近く運行されているわけです。これは、小松の子供たちの送迎として、また高齢者の足として利用が高く、とてもありがたがられています。時刻

表に従ってそれぞれ3路線は週に2日ずつ運行されています。その3路線の利用状況と現在の問題点をどう把握していらっしゃるのか教えてください。

2つ目ですが、そして乗りなれている方とほとんど乗ったことがないと言われる方の両方の要望はどんなものか知りたいと思います。

そして、利用者の声を聞くと同時に近隣の市町のコミュニティーバスと比較したとき、基山町の循環バスの改善点は何かと思われませんか。

循環バスの運行改善については、以前からこの一般質問で先輩議員から提案がなされています。そして、私も3月議会でも質問をしましたが、それから9カ月経過しています。その間、どう検討され、いつから改定がなされ運行されるのか、見通しをお尋ねしたいと思います。

2台にすればという強い要望がありますが、その見通しについてはいかがですか。

3つ目の柱です。少子化対策に関連した学校教育のあり方について質問します。

先ほど品川議員の質問と教育長のやりとりを興味深く聞かせていただきました。それと関連したことをまた私も質問するということになります。

両小学校合わせた児童数のピークは平成8年でした。その後、徐々に減少しています。現在の児童・生徒数は何人なのか数字を示してください。

そして、小学校卒業時、県立中学校と私立中学校への進学者は何人でしょうか。この3年間の分を教えてください。来年3月の予定数もわかればお願いします。

現在、小学校1、2年生は35人以上の学級、クラスについてはクラスをふやして少人数学級にするかTTで授業をするかの選択制になっています。そして、県から先生が加配されます。先日、県教委は中学校1年生についても制度を導入したいと発表しています。そのときの学年の人数によって加配されるかどうかはわかりませんが、少人数学級にするかTTにするかの選択を基山町ではどういう論議をされてきているか、また今後どうされていくのかを教えてください。

最後です。ピーク時と比べると子供が随分減ってきています。そういう中で、基山中学校に進学せず、特に昨年からは香楠中学校ができて県立や私立に進学する子がふえている現状を見たとき、基山町で教育を受けさせてよかったと思えるにはよほどのすぐれた教育政策を打ち出すことが大切だと思います。今後の教育、条件整備の方策の考えを示してください。

これで1回目の質問を終わります。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

大山議員の御質問でございますけども、私は1と2についてお答えさせていただきます。

まず、1の町有地の有効利用についてということで、(1)現在町有地がどこに何力所あり、どのような有効利用の計画があるのかということでございますが、町有地は現在約4,600筆あり、町内全域に点在しております。そのうち宅地として約400筆となっております。現在、具体的なこれの有効活用、利用の計画はございません。

それから、(2)の神の浦ため池の埋め立てについて具体的な計画はどうなっているか、これも、そして(3)の神の浦ため池の有効利用に関して、地区住民の意向をどう組み込んでいこうとしているのかというお尋ねですけども、神の浦ため池の埋め立てについては要望書が提出されております。この活用も含めて今後どうするかは検討していかなければならないと思っております。

2の循環バスの運行改善についてでございます。

(1)路線別、時刻別の利用状況と現行運行の問題点は何かということでございます。

平成19年度運行実績によりますと、路線別利用者数で見ますと、園部線3,189人、けやき台宮浦線3,837人、それから小倉長野線4,695人、学童送迎974人、合計の1万2,695人でございます。

それから、時刻別の利用者数でございますけども、9時台は3,326人、10時台が2,266人、11時が2,232人、13時が859人、14時が843人、16時が2,195人、学童の登校が692人、学童の下校が282人、合計1万2,695人でございます。

現行運行の問題点につきましては、経費や運行方法、サービスの向上等も含めて分析、検討中でございます。

(2)の利用者と利用しない住民の循環バスに対する要望はどういうものがあるかということでございます。以前に実施したアンケート調査によりますと、1、便数をふやしてほしい、2、コースを変更してほしいといった要望がありました。

また、利用したことがない人の意見では、1、家族等と一緒に移動できるから必要ないということ、2、行きたいところが路線にない、3、目的地までに時間がかかるといった意見がありました。

(3)の近隣他市町のコミュニティーバス等の運営で取り入れられる点は何かということでございますが、本町の循環バスは基山町循環バス運行に関する実施要綱に基づき、児童や高齢者等の移動手段を確保するとともに町民の公共施設等への利便性を図ることを目的にしており、公共交通サービスのコミュニティーバスとしての位置づけになっていません。他市町村ではいろいろな形態のコミュニティーバス運行が行われております。今後、それらも参考に、どのようにすればサービス向上になるかを検討したいと考えます。

(4)の2台運行の試案はどこまで進んでいるかということでございますが、今年度にコミュニティーバス運行実験をまちづくり交付金事業で実施する予定にしておりましたが、まだできておりません。台数をふやさないで何とかできる方法はないかということは今検討をしております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

私は3について答えます。

3、少子化対策と学校教育について。

1、今年度の児童・生徒数の一覧を示してほしいということでございますが、数字を申し上げます。

まず、縦に1、2、3、4、5、6、それと特別支援、特支、合計、このように書いていただければ記録しやすいかと思えます。横に基山小学校、若基小学校、基山中学校、このように申し述べたいと思えます。

まず、この統計いつかと申しますと、今年度5月1日、いわゆる51統計の結果でございます。

1年生、基山小105、クラスは3、若基小62、クラス2、基山中204、クラス6。2年生、基山小97、クラス3、若基小59、クラス2、基山中190、クラス5。3年生、基山小104、クラス3、若基小67、クラス2、基山中196、クラス5。4年生、基山小117、クラス3、若基小62、クラス2。5年生、基山小119、クラス3、若基小77、2。6年生、基山小117、3、若基小86、3。特別支援学級、基山小11人、3クラス、若基小5人、2クラス、基山中6人、1クラス。合計を言いますと、基山小670人、21学級、若基小418人、15学級、基山中596人、

17学級、以上のようになっております。

次ですが、平成19、20、21の県立、私立中学校への進学数は何人か。縦に19年、20年、21年と申し上げます。横にまず県立、私立というふうに申し上げます。

平成19年度、県立に、これ両小学校合わせてでございます。平成19年度県立15人、私立9人、合計24。それから平成20年度、県立18、私立14、合計32。平成21年度はまだわかりません。

平成21年度はまだ未定でございますが、念のためにというか、県立のいわゆる香楠中学校への願書の提出数はわかっております。若基小、基山小合計で46、昨年度は52だったんです。大体もうこの数かなと、18ぐらい。パーセンテージで言いますと県立、私立へは大体ここ数年、両小学校から合わせてほぼ13%から15%の間で推移しております。

3番目でございます。各学校の少人数学級かT T、どちらの選択をするかの論議はどうなっているかということでございますが、少人数がいいのかT T、チームティーチングがいいのかの選択は、これはもう紛れもなく児童やクラスの実態を見きわめないとこれはできません。その実態をよく見て決定をします。少人数にせよチームティーチングにせよ、それぞれに長所短所がございますので、その年度の児童たちの実態をよく把握して、より効果的と思われる方法を選択しております。御存じのとおり、唐津地区では教育委員会が選択枠を最初に決めておりましたので、これ随分物議を醸しましたが、本町教育委員会ではこの選択につきましては、学校内での協議を尊重しております。その報告を受けて、よほどのことがない限り、教育委員会がそれを承認し、決定します。

次、4番目ですが、地元で教育を受けさせたいと思える教育条件の整備の方策は何があると考えているのか。これにつきましては、先ほど品川議員のほうの御意見とも関係しますが、子供たちは教育を受ける権利がございます。それで、これはなかなか大変難しいことで、私どもが一方的にどうこうという問題ではございません。

昨年の県立中学校、香楠中学校の開校以来、両小学校からの児童の流出は、これは紛れもない事実でございます。教育委員会といたしましても、中学校ともそのことについて再三協議しております。そして、その対策を考えているところでございますが、これだという決定的なものはございませんが、次のようなことは考えております。まずは特色ある学校づくりをしなくてはならないということです。その整備としましては、優秀な教師をそろえたいと、先ほど申しましたF A制度などを利用して優秀な人材を迎え入れたいと。それから、パ

ソコン等、電子機器を媒体とした教材、備品の整備を十分にしたいと。また、校舎内外の環境整備、それから先ほどからも出ております A L T の配置、こういうことは考えていかなくちゃならないと思うんですが、同時に学校の P R も欠かせません。

例えば、1、学力面では全国学力調査や佐賀県学習状況調査などにおいては県レベルでは常にトップクラスであります。2つ目に文化面でございますが、今年度は高円宮杯英語弁論大会で知事賞を受けた子がおります。それから、佐賀県文学賞での小説部門と随筆部門でそれぞれ1席を受けております。その他、書道、読書感想文など多数の入賞を数えているということ、それから部活動においても全国レベルの柔道部、それから陸上競技部、これを中心にバレーボール、ソフトテニス部などの活躍が非常に光っております。それから、またあいつのできる学校、問題行動のない学校、静かな雰囲気为学校、読書に取り組む学校、特に2番目、問題行動のない学校ということは、これだけの規模の学校にしては本当に問題行動は少ないと思っております。

こういうことをもっと P R せないかかなと思っております。例えば、学校のホームページ、それから校長が発行しております学校だより、こういうものでより広く町民の皆様にごういうことをわかっていただきたいと。広報活動をさらに充実したいと考えております。

また、こういうことも取り組んでおります、二、三年前から。小・中連携として1日体験入学、両小学校から中学校に来てもらって、学校を回って、部活動の様子とか、そういうものを話してみるとか。それから、中学校の先生が理科、それから数学、美術、音楽等に出前授業をしております。両小学校に行って、中学校の先生が授業をすると。中学校はこういうことだよということを P R していると。

以上のようなことを考えておるんですが、これだという決定的なことはまだございませんが、なお何とかせないかんといいことでございますので、努力したいと思います。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

ありがとうございました。では、それぞれ再質問をさせていただきます。

初めの町有地などについては、総務常任委員会の管轄ですよね。だから、私はまだ議員になって1年半しかたたないし、勉強不足なので、的外れな質問をするかもしれませんが、2つ目の神の浦ため池との関連で質問させてください。

先ほど、4,600筆で宅地が400筆と言われましたが、私にはこの数字のイメージとして受けとめかねています。具体的に説明していただけませんか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

基山町には山とか宅地といいますと、例えば庁舎のあるところ、もと、旧役場、町民会館、そういったところがございます。それと山、山林については先ほど一般質問等も出ましたけれども、そういった山林等、それとか河川、それから道路、そういった公共用地があります。想像つきにくいかもしれませんが、道路にしましては1つの道路で例えば何十筆とかございますので、4,600筆というのが出てくるかと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

4,600というのが、ちょっと幾何学的な数だったので、何か間違いじゃないかなって思っていました。わかりました。

だけど、ここは空き地、ここは以前はだれかの持ち物だったけれども、何らかの理由で町有地になったとかというものだけを取り出したら、まだ数がとっても少なくなると思うんです。そしたら、空き地や空き家の、空き家じゃないか、そういう情報提供っていうのはなされていますか。どこに何がありますって。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

外に向かったの情報提供ということですかね。（「基山町民として知りたい」と呼ぶ者あり）もし、お知りになりたければ、情報公開で請求していただければ、それはお見せできることはできると思っております。台帳を備えておりますので、その台帳に基づいてお見せすることができると思います。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

私は、ホームページは余り活用していないのですが、今からせんといかん、勉強せんといかんって思ってます。具体的には、やっぱりホームページに出していただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

土地の台帳についてをホームページということだろうと思いますけれども、ちょっと今のところ考えておりませんが、そういうことが必要であれば、今後は検討していかなくてはいけないと思っております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

基山町の情報公開数が少ないっていうのがこのごろの私の耳に聞こえてくることです。ですから、積極的に情報公開、ホームページで出すという検討をされてほしいと要望します。先ほど、具体的な有効利用の計画はありませんとおっしゃいましたけれども、例えば私が知っているだけでもけやき台の高速バス利用者の駐車場整備が今なされてるわけでしょ。それとか、弥生が丘の温泉施設の計画を、それはもう売買が済んだということでしょうけども、そして……

議長（酒井恵明君）

売買は済んでません。売買じゃないです。

1番（大山勝代君）続

賃貸、はい、ごめんなさい。その次、またこの前の全協で、ああ、いいことだなと思ったんですけども、グリーンパークの中のサガン鳥栖の選手寮を建設するという、それとか問題になっとる菖蒲坂ため池です。それと西側にある図書館等の用地、そういうのは町有地で、こういう計画を持っていますっていうことがあると思うのですが、計画はありませんと言われるのどずれてるのじゃないかなと思います。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

その件に関しましては、もう一応提案をさせていただいて、まだ決定はしておりませんが、決定したらまたこちらのほうに御報告はしたいと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

わかりました。

私が今5つ言いましたけども、意外にこれはこういうことでの利用したいなっていうのが、文書できちんとでないかもしれませんけども、ないのですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今町長が現在そういった具体的な計画はございませんと言うのは、先ほど大山議員がおっしゃった以外にはありませんということでございますので、その辺御理解いただきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

何かまだありそうな気が、済みません。的外れかもしれません。

第4次総合計画っていうのは、本当にすばらしいことが書いてあって、これが実効性が伴えば、そしてもうそれが到達が幾つかでもあるのならば、今の基山町ではなくて、まだ何か活気のある基山町が進まれていっているのかなと思いつつ、ちょっとこれとの関係で調べてみましたが、本町の有する資源を十分活用し、協働による魅力的なまちづくりを積極的に進めるってあります。将来フレームとしての構想があって、それは地元住民と協働でまちづくりを進めていくと書いてあるのならば、さっき、何回も言いますが、大まかな計画が必要ではないかと思っております。それを今後示していただけたら幸いに思います。

その計画の中で、あわよくば神の浦のため池の項目があって、例えば何年度までに埋め立てをするとか、そういう具体的なことが検討されているのかなと思いましたが、今ないということで、そこでお聞きしますが、まず埋め立てるとの計画はあるのでしょうか。そしてまた、これが土地利用の要望書がほかからも、先ほど住民の陳情書のことを言いましたけども、ほかからもそういう要望書なりが出ているのでしょうか、お聞きします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

ちょっと質問の趣旨がよくわからなかったんですけども、神の浦のため池のほかに何かそういう.....（「1つは神の浦のため池の埋め立ての計画が出ているかということ、もう一つは、どこかほかのところで土地利用で要望が出ていますか」と呼ぶ者あり）

総務課長（大石 実君）続

わかりました。現在のところ、神の浦の埋め立ての計画はございません。

それと、ほかのところから要望は上がっておりません。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

公式なものと耳に聞こえてくるものとの差があるのですけれども。例えば、総務委員会が神の浦ため池を見に行かれてってということになると、その中で話の中でやっぱり埋め立てにやいかんたろうねえ、そうよねってというようなことがあってる。だったら、それはやはり具体的に計画を出してほしいのですが、そこが何かかけ離れてると思います。

そしたら、ほかの土地利用の要望書はないってということで、優先的に神の浦ため池の埋め立てを考えていただけるものとして少しの訴えをさせてください。

昭和32年から36年度にかけて、戦後の住宅難の折に町営住宅が神の浦団地に新町、桜町からずっと森林、山を造成してつくられたと聞いています。陳情書にも書いていると思いますが、この50年、半世紀、実に半世紀、毎年春から秋にかけて公害と、私たちは公害と言ってもいいくらいのもので悩まされてきてますが、何か御存じですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

多分、蚊とウシガエルの鳴き声じゃないかなとは思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

済みません、わざわざ登壇させて。

もう本当に公害です。もうウシガエルの鳴き声に。私自身はちょっと遠く離れてますから、夜とかは聞こえないのですが、たまたまあの近くを何か用事で通って突然に牛が鳴くんです。だから、もうびっくりして、それが夜寝入りばなでようやく寝静まったころ、今度は、今はないそうですが、以前は業者がカエルをとりこられるんだそうで、その物音でまた起こされて、本当に悩まされて、近所にこの2年ほどになりますか、そばに越してきた方がいらっしゃるんですけども、その隣の方はもうなれて仕方ないって言われる方なんです。でも、越してきた方は本当にびっくりされて、出ていきたくても出ていけない、そういう状態です。

どうかしてほしいと長年、これは願いをずっと持っていたわけですけども、もう水利権があるから、もう本当にこれは仕方ないんだって我慢させられてきました。そこを来シーズンその声を聞かなくていいようになりませんか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

まず、あそこの神の浦のため池を見るときに、もし例えば埋め立てるときに、どこから入ったらいいかというのがまず第一の問題があるんじゃないかと思っております。土砂を運搬するものに、神の浦ため池の埋め立てのということで地区住民の方から要望書が上がってるのは私も当然知っております。それで、まずどこの道を通って埋め立てたらいいのか、それと例えばあの下が汚泥がかなりあると思います。だから、汚泥を処理するには、全部搬出するか、土壌改良、そういったものが必要ではないかと思っております。それと確かに要望書に書いてありますように、西側の道路のところのり面が崩れてるのと、南側の高い土手が大きな雑木があって、それが台風等で揺れて地盤が緩くなってるというのを認識はしてると

ころでございますけれども、そういったところ、町長も言いましたように、要望書が出ておりますので、今後その点については検討はしていかなければいけないとは思っております。それとさっきも言いましたように、要望書でこういったことが上がってるという認識はちゃんとしておるつもりでございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

再度お願いしますが、財政的に大変だということはもう重々わかった上で、なるべく早く埋め立ての着手をしていただけるよう要望したいと思います。

その続きで3つ目で、これはもう要望だけでいいと思いますが、埋め立てが完了したというとき、その後どう有効利用するかについては、地区住民の要望をよく聞きながら協議をしていただきながら計画を進めていただきますようお願いしたいと思います。

循環バスの運行改善についてです。昨年の利用者数、園部線、けやき台線と小倉線、述べられました。私も数回いろいろ乗せてもらって、ほかの路線よりも小倉長野線が人数が多いなど実感しています。特に9時です。朝の第1便です。それと4時の憩いの家から帰られる方がどんで8人、9人乗られるときがあるのだそうです。その辺でいろいろ町民の方の要望がありますが、先ほどの小倉長野線の数を4,695で計算してみますと、例えば単純計算ですが、12カ月で週2回、8.5、8日ともうちょっと計算したときに、1日6便ですよね。平均を数を出したら、8人になります。12席です。そしたら、平均8人ていうのは、こんな多いのかっていうのをこの数字だけで私は思いましたけども、平均ですから、でこぼこがあって当然12人以上乗られることが月のうちに、また年間数十回あるということになると思います。ですから、そのところだけでも問題点が浮かび上がってくるのではないかなあと思って考えています。

それと時刻別ですけども、9時が3,326人で、14時は843人なんです。朝の9時からすると4分の1です。だから、もう全く空で運行されてる、1人、2人ていうことです。その辺のなべられた数字っていう改善ができないのかなと思っています。そこで、私はそう認識していますが、9時の小倉長野線は定員オーバーで危険を伴っているとは認識されていませんか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

座席数以上に乗車されるときに、やはりお年寄りが大半ですから、危なくないとはやっぱり言えないと思うんです。ただ、実体的に私もそう乗ったことはないんですけども、通るときに大体見てましても、そんないっぱい、やっぱり立ってまでは乗っておられるというのはまだ見たことがございません。だから、延べでは、計算ではそうなるかもしれませんが、大体はほとんど座っていつてあるっていうのが実態じゃないかというふうには私は思っております。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

今乗ったことはないとおっしゃいましたけども、乗ってください。3月に一般質問したとき、今回も同じように乗りました。そして、実際立たなければいけませんでした。横にならないうんです。これしかないんです。通路は1人しか通れません。着ぶくれされて荷物をこうして持っていらっしやいます。ですから、離合ができません。立たれてこうが無理なので、実際見まして、聞きましたけども、利用されてるお年寄りもう本当にこけそうになって不安なんだから。怖いって。だから、運転手さんもそばに、座席に実際座っている人がもうばあちゃんこ座らんけって言われるっていうんです。私もそがんで座りましたっていうことで。ぐあいが悪くなられた方もいるそうです。実際、こうしてこうですから、私自身も消化器余り強いほうじゃないので、長く乗とったら、ああ、これちょっとやばいなって思いました。そういう危険性が本当にあります。ですから、運転手の方ももしものことがあったら、もう本当に怖いから、もう車間距離を思い切りあけて、そして十分注意を払って運転していますっていうことを実際におっしゃいました。先ほども言いましたけども、定員オーバーのときの乗りおりが大変です。そういうことで、何回も言いますが、やはり危険があると思います。

2つ目ですけども、細かいことにこだわるかもしれませんが、おっしゃったように以前のアンケートで要望がありましたっておっしゃいましたけども、現在も要望があるんです。以前からもありますし、そして今実際あるんです。話を聞くとたくさん話をしてくださいませ。だけど、こんな言葉が返ってきます。どうせ役場はもう改善してくれんもんで。そうい

う言い方を少なからず聞かされました。住民サービスの向上が行政の務めなら、長年のこの声をもう10年近くたつので、もうあきらめたって、利用するけどもあきらめたって、そういうことを言われたらいけないと思うのです。どうでしょうか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

今の運行のやり方がいいとは必ずしも思ってません。ただ、町長も答弁されてますけど、今年度一応運行実験をするということていろいろ何回も委員会で検討してきたわけですが、どういいうやり方をするという結論はちょっと出てないわけです。それと、一番ネックになってますのは、この循環バスをどういいう位置づけにするかということなんです。と申しますのは、大分性格が、性格ちゅういいう方はおかしいかもしれませんが、最初は、この内部の話なんですけど、企画課が始めたんです、企画課のときに。それで、その後保健福祉課のほうに業務が行った。そして、今度4月に機構改革でまちづくり推進課へ来たわけですが、だからたらい回しじゃないんです。その循環バスというものをどう位置づけるかちゅうところがやっぱり難しかったんで、ちょっと今年度いろいろ検討はしたんですけど、私どものほうに来たちゅうことは、多分公共交通だということて考えていいのかなと思ったんですけど、じゃあ今やってる福祉面、それと学童送迎をどうするのかという、この辺のところもやっぱりどうしても残るわけです。だから、そういうことで、ちょっとまだ時間かかってますけど、きちんとしたやっぱり位置づけ、整理をしてやっていかないかんだというふうて考えております。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

もう少し今の状況を話をして、そして今課長がおっしゃったことの質問をしようかなと思てていましたが、もう先に言われましたので、ちょっと飛ばしていきますけども、もちろん今の経過はわかりました。循環バスはほかのコミュニティーバスとは違うからっていうことで先ほども言われましたけども、何か同じような公共交通として、もう違いませんよね。どこがどう違うのですか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

まず、今の循環バスの体系が週2回しか、地区によれば週2回運行なんです。それで、必ず朝と夕は学童送迎に動かさないかんということがあるんです。そしたら、公共交通、コミュニティバスというのは、もうとにかく町内にある幾つかの路線をきちんとしてずっと回すというなことでいくっていうことになると思うんです。その辺でやっぱりちょっと今置かれてる循環バスにはいろんな制約があるっちゃうことで、その辺をどう解決するかっちゃうことだろうと思ってます。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

運転手さんとも話をしました。運転手さんが言われるには、町のほうからどういう点でどうしたらいいとかっていう相談的なものがありましたかって、何か今までありましたかって聞いたら、いや、何もありませんとおっしゃってましたけども、たまたまその方が聞いたことがないっていうこともあるかもしれませんけども、運転手さんの話っていうのは、やっぱりすごい参考になるのではないのでしょうか。

吉野ヶ里のバスにも乗りました。そしたら、今の1台でも改善できることがあるのではないかと私は考えました。だけど、そのためにはやはり吉野ヶ里や上峰のようにやっぱり25人乗りバスを使いかえる、買いかえるといいますが、そこからしか何かスタートできないような気が私はしています。狭い道を今小回りして行ってるんですよね。これする必要があるのかなって思います。こう行ったときにほとんど乗られません。大きな中型バスが通る道にここから四、五分しかかからないと思うんです。そしたら、このバスに乗られる方は車いすの方とか介助が必要な方は乗られませんもんね。ですから、そこまで歩いてくるっていうのは、無理なことではないと思います。だから、路線のこの小回りをやっぱり中型バスが通れる道に直して、かえていただいて、変更していただいて、そしてそれができると、1路線の運行時間が短くなりますよね。

そして、運転手の方が言われたのは、小松に子供を迎えに行っここに来て、自分はここで寒い中、暑過ぎる中、1時間待たにやいかんのだって。だから、そうではなくて、これが例えば8時半からの運行とかっていうことになって、路線をふやすっていうこともできるの

ではないかっていうことを2人で話をしました。便数がふえるし、そして憩いの家に行った帰りの人がどんて乗ってこられるとあって、そこで定員オーバーになるという不満も解消できるわけです。だから、そういうことを考えたときに、もう今のバスは本当に何か崩れそうな感じで、あれは耐用年数がいつまでなのかなって思うことですが、やっぱり25人のバスに、2台にできないのならかえていただくということを本気になって考えていただきたいと思いますが。これは、改善がなかなかできませんで、今課長さんにとっては難しいとおっしゃいましたけども、失礼な言い方ですが、やる気の問題なのかなと思います。

議長（酒井恵明君）

答弁は要りますか、今の件についての答弁は。

1番（大山勝代君）続

ちょっと時間がないので、先に進みます。

議長（酒井恵明君）

いや、いいですよ。

1番（大山勝代君）続

はい、いいです。吉野ヶ里が2台で18,000千円、基山町は12人乗りの1台で10,000千円弱です。割高だと思いますが、それはいかがですか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

私も4月から担当しまして、いろいろと調べましたんですけど、高いのじゃないかというふうに思えます。だから、どうしてそういう今の委託金額が出てきたのかというのをいろいろ調べたんですけど、ちょっと相手の、こんな言い方悪いんですが、相手の言い値もかなりあるんじゃないかなというふうにも思うんです。だから、私はこの金額の問題もですけど、やり方の問題についてももう少しきちんと時間をかけて検討してやらないかならうと思ってるんです。確かに吉野ヶ里町あたりは、人口は余り変わらないです、基山町と。それと、面積は基山町の倍ぐらいあるんです。それで、たしか2台運行してると思うんです、これはコミュニティバスなんですけど、金額は基山町と余り変わらないということで、そういうところも考えてみると、確かに12人乗りという小型のバスなんです。その金額も思います。

それと、ちょっと先ほど大山議員がおっしゃいましたけど、この路線運行については、基

山町循環バス検討委員会でこの路線についても随分検討されて今の路線を大体ほぼ、大枠つくられたんです。とにかく狭い道というのは、確かに狭いところあります。だから、今の路線の中で、この大きさじゃないと通らないんです。だから、そういう路線をどうしていくかちゅうことも今後考えていかないけないだろうと思ってます。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

ありがとうございます。時間をかけてではなくて、後ろからもういいって言ってらっしゃいますので。やっぱり2台になってほしいなというのを強く思います。そしたら、小倉と長野が別便になりますよね。そして、希望の多いやよいがおか病院へ横づけできますね。今やよいがおか病院に行くためには、長野線に乗られて今町の角でおりられています。あそこから歩かれています。けども、やっぱりそれで乗ったほうがいいって。その利用率としてはとっても高いので、そういう住民の意向を聞き入れていただいて、もし2台になれば念願の7区の子供たちの送迎もできるので、期待をしてお願いをしたいと思います。

次に行きます。ちょっともうほかの議員さんのやりとりを聞いていたら、もうちょっと上手に時間配分すればいいのになみたいなものを思っていましたけど、自分がちゃんとできていません。

細かく数字を読み上げていただきましてありがとうございます。私がここで質問項目に上げた理由は、教育を受ける子供たちにとって1クラスの人数の違いが開きがあるとき、やはり教育効果っていう点では開きがあるのだよねっていうことを思っています。文科省が定める40人っていうのは、諸外国に比べて多過ぎるというのがもう常識になっています。その前提に立って発言をしますけども、例えば若基小の5、6年生を比較してみますと、先ほど読み上げられた数字でいくと、5年生が77人の2クラスの1クラス38名と39名です。6年生は86名の3クラスで28人から29人。10人近くの開きがあります。もしこの5年生が4人人数が多ければ3クラスになって、それぞれ27人で教育を受けられるわけです。この差はとても大きいと思います。これは1年間だけのことでなくて、下手をしたら6年間、だから私たち現役のときが、もうこの学年の子供たちかわいそうねってとってもマイナス面だったよねっていうのを思いながら送り出すっていうことも今まであったのですけども、4月にさかのぼってびっくりしたことは基山小の1年生が入学説明会のときには4クラスで説明があっ

ました。それを聞いていて、わあ、私もよかったねって思って入学式に行ったら、3クラスで35人、105人だったわけです。途中で人数が予定よりも減ったのだと思いますけども、そこで加配の先生も来なくて、本当に1年間大変、今も大変だろうと思っています。こういう境界線と申しますか、この何人かのところでどんと地獄に落とされたか天国に行くかの違いがないようなことを町として救済できないのかなあっていうふうに思います。将来を担う子供の投資と考えたときに、先ほどの品川議員と教育長とのやりとりも似通ったところがあるのですが、加配の先生を町独自で、そういうことを雇って少人数学級を取り入れるということができないのかなあって思いながら、でもこれは最後の4項目めの町長に質問ということで次に進ませていただきます。

先ほど、13%から15%の子供の中学制に、基山中に行かない子供がいるということですが、これはちょっと考えてみたら、将来的に基山町に戻ってきて、基山町で郷土で頑張るとか、そういう子供がもしそういう人たちが何か外に出ていった人は、そういうことも率的に高くなるのかなあと思っておりますけども、そういう分析、先ほど局長いろいろ教えていただきましたので、私も考えていますっていうことで先に進ませていただきます。

先ほど言いました町長に少子化対策として思い切った教育の目玉を打ち出すお考えはないのかということでお聞きします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

人口減少阻止というような、そういう意味からしましても、やっぱり教育なりあるいは福祉なりを充実させたいと、そしてそのためにはある程度ぼんと、打ち上げじゃないけども、アピールするようなそういうことも思い切ってやらなきゃいけないというふうには私自身も感じるわけでございますけども、余りそれ、財政にばかり心配して何もやらないということは、逆にこれはいかんと思います。しかし、きょうのこの一般質問、聞いてお答えしております、何はともあれ、やっぱり厳しいなという感じはいたします。さっきのバスの話じゃございませんけども、バスも10,000千円はどうかは別にしましても、かなりの、七、八百万円なり何なりかかるだろうというようなこともございますし、それから福祉タクシー、これにも当然費用がかさんできます。それから、ALT、これも先ほど教育長と話しましたら、本当にALT入れるんだったら、1人入れるんだったら三百七、八十万円かかるだろうなと

というような世知がない話でございますけども、そういうこと。それからまた、先ほど出ました神の浦の埋め立て、これも、これはもうとても、正式じゃございませんけども、個人的に大体どのぐらいかかるのかなっていったら、1億円ぐらいかかりやせんじやろかと、もう超すじやろなというような話もございます。

そういうことを考えますと、本当にやっぱりいろいろとやらなきゃいかんことはございませぬですから、その辺の優先順位をどう決めるっていうか、何を先にやらなきゃいかんのかと、それから日常の町道維持補修みたいなことも当然かかってくるわけです。そういうことを、こういうことばかり、マイナスの面ばかり言ってもいかんのですけども、やはり何かアピールできるようなこと、これをやっぱりやるべきだろうというふうには思っております。バスの問題も今検討しておりますから、その辺もしっかり考えなきゃいかんと思ひますし、教育も大事な部分でございますので、これも本当にまた考えていきたいなというふうには思っております。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

基山町の財政指数っていいですか、言葉はよくわからないんですが、そんな低くないですよ。高いですよ。やっぱり前回も言わせてもらいましたけども、トップダウンで英断をしていただきたいということを要望して終わります。

議長（酒井恵明君）

以上で大山勝代議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもって延会といたします。

～午後4時49分 延会～